

政運用の活路を啓き、戦後の經營、亦略々其緒に就き、次年度豫算の如き、閣議既に其編成方針を一決す。若し夫れ外交に在りては、既に満洲に民政を施き、露佛諸國と協約を累ね、諸般の懸案、亦著々解決を告ぐ。加之近者總選舉の結果、衆議院に絶對多數の黨與を擁し、其強力の後援に頼るを得へく、貴族院の感情、亦漸次融和し、國務を遂行するに於て、著大の障礙あるを見す。此多望の順境に在る内閣、突如聯袂辭表の報を傳へ、人をして頗る事の意外なるに一驚を喫せしむ。世嘲りて以て内閣の頓死と云ひ、又前内閣派の毒殺に遭ひたるものと爲し、久しきに涉りて其原因を明にする能はす。

桂派の陰謀。財政計畫其他の論難。

蓋し前内閣の徒、政權に渴するや久し。但^ゞ前年の創痍尙ほ深くして、再舉の時機未だ熟せざるを以て、姑く自ら隱忍し、徐に異日の素地を作るに努む。前首相桂太郎、熟^ゞ戰後財政の事情に省み、増稅の終に已むへからざるを認め、乃ち西園寺内閣をして之を解決せしめ、以て民怨を寄嫁し、然る後に自ら取て之に代

らんと欲し、皮相努めて好意を此内閣に寄せ、之に勧めて增稅を斷せしめ、既に第二十四回議會の協賛を得たり。政權奪還の機、爰に漸く近づく。顧みて四周を見れば、事情概ね西園寺内閣に利にして、閣員爲に往々驕慢の念を兆し、動もすれば輒ち元老等平生の好意を忘れ、獨立の地歩を占むるの計に出てんとする。太郎乃ち猛然として起ち、外交の緩慢を詰り、財政の姑息を責め、百般の施設、往々にして放縱に流るゝを非難し、元老を動かし、政商を煽し、蜚語を發ち、離間を試み、百方策を弄して、四面之を掩撃す。而して其攻撃の主力を濶く所は、實に財政の問題是なり。西園寺内閣は、創立己來、其所謂積極政策を揮ひ、各種の事業を計畫し、幸に議會の協賛を得たりと雖も、躬ら之か實行に艱み、爲に當初の計畫を變更したこと屢次。最近議會の協賛を得たる豫算の如き、是れ亦之を實行する能はすして、再次の繰延を行ふの已むへからざるに會し、廟議僅に姑息の計を定め、以て一時を彌縫す。時偶々公債株式の市價暴落し、商賈等皆な其罪を政策の失當に歸し、交々怨言を政府に放ち、財界救濟を迫ること甚た急なり。太郎一夕此徒を集め、日露戰役當時の苦心を談し、婉語以て現閣の財

政を非難し、暗に謝安を以て自ら居り、而して商賈等亦頗る意を斯人に傾け、其出山救生を冀ふ者尠からず。此時に當り世上社會主義を奉する者、往々危激の言動を逞うし、而して政府必すしも深く之を問はす。太郎等乃ち責て以て政府詰責の題目に供す。謂へらく「政友會出身の諸大臣、概ね佛國に學ひ、共和共産の思想を攝取す。其社會主義者の監視を放慢に付するは、畢竟其學系思想の致す所にして、帝國々體の前途、真に寒心に堪へす」と。或は曰ふ山縣有朋、一日參闈、社會主義の問題を以て密奏する所ありたりと。雲上の消息、野人の窺知を容さずと雖も、閣僚を讒奏したりと云ふか如きは、恐くは一場の塗説たるに過ぎざらんか。

閣員總辭職。

前内閣一派の壓迫頗る急且つ厲なりと雖も既に兩院多數の後援を有し、四周の事情、亦皆な我に可なり。故に首相公望をして、若し政權に執著すること、彼己氏の如くならしめは、則ち攻守縱横、他の壓迫を掃ひ、閣運を爾後に維持する

こと、敢て必ずしも難しと爲さず。唯夫れ公望、名利の念極めて淡く、強て元老及前内閣一派に抗し、以て政權を維持するの意なし。況や創痍未た甚しからざるに及んて、潔く内閣を去るは、即ち他日の再起を容易くする所以。公望乃ち斷して辭意を決し、七月三日、太郎を招きて其意中を語り、且つ之を後任に推薦し、即刻閣議を開き、聯袂辭職の議を定め、翌日參内して骸骨を乞ひ、藉くに病軀重任に堪へざるの辭を以てす。既にして月の十四日、第二次桂内閣成り、西園寺内閣員悉く其官を免せらる。

政變と政友會、不平勃發。

初め首相公望の辭意を決するや、密に之を閣僚原敬及松田正久の二人に告ぐ。二人共に極力其不可を諂ひたりと雖も、公望の決心、牢乎として復た動かすへからず。尋て聯袂辭職の閣議を定めたる夕、政友會幹部を私邸に招き、始めて其決心を語り、辭を宿痾靜養に託し、且つ曰ふ「内閣を去ると雖も、政友會の爲に努力すること、依然として舊の如けん」と。越て五日、政友會は急に在京議員總

會を開き、政變善後の策を議す。黨員皆な事の唐突なるに驚き、私に總裁の輕躁を咎め、特に宿痾靜養以外、毫も辭職理由を明示せざるの一事、黨員の最も不快としたる所にして、終に委員を擧げて、之が眞因を調査するの議を決す。幹部の慰撫、此決議の實行を沮めたりと雖も、要するに勿倉の政變、宛も青天の霹靂の如く、爲に大に全盛の政友會を震撼し、黨員をして轉々不安の念に禁へさらしむ。

第十一編 第二次桂内閣 (自四十年七月十四日至四十四年八月三十日)

第一章 内閣更迭

桂内閣組織

四十一年七月四日、西園寺内閣の總員、擧て辭表を呈するや、即日勅使を韓國に派し、元老伊藤博文に後圖を諮詢(博文時に韓國に在り)、又在京の元老山縣有朋、松方正義、井上馨等の意見を徵す。首相西園寺公望、去るに臨みて私に前首相桂太郎を其後任に擬し、諸老の勅問に對ふる所亦此に在り。月の十二日、太郎召に應し、内閣組織の大命を拜し、退て施政の方針を定め、以聞して勅裁を蒙る。越て十四日、新内閣員の親任式を行ふ。其配置左の如し。

内閣總理大臣	侯爵 桂 太 郎
外務大臣 <small>(一時兼任)</small>	子爵 寺内 正毅
内務大臣	平田東助

大藏大臣(兼任)	侯爵桂太郎
陸軍大臣(留任)	子爵寺内正毅
海軍大臣(兼任)	男爵齊藤長職
司法大臣	子爵岡部兼武
文部大臣	男爵大浦新平
農商務大臣	男爵後藤英太郎
遞信大臣	小松原英太郎

外務大臣の兼任は、一時の措置にして、後八月二十七日、駐英大使伯爵小村壽太郎の歸朝を待て之に専任す。

新内閣と政黨 桂園兩首領の默契。

熟考新内閣員配置の跡を見るに、略々初次桂内閣の成素を襲ひ其間些しく貴族院の勢力を參へ、而して毫も政黨の臭味を帶ぶる所なし。政府は政黨に對する態度を聲明して謂へらく「一黨一派に偏欹する所なく、一視同仁、以て國務を遂

行せんことを期す」と。夫れ所謂一視同仁とは、王者雨露の徳澤を指し、臣下の肆に任すへき事にあらず。政府敢て自ら冒して同仁と謂ひ、政黨を視ること、猶ほ臣僚の如くならんとす。識者私に其僭越を咎め、以て立閣初頭の妄言と爲す。若し夫れ所謂一黨一派に偏欹せずとは、是れ政府を政黨勢力の外に置かんとするものにして、夫の藩閥政府の繼承把持したる超然主義と其意を同うす。爾時政黨に超越して、政機を運用する能はざるは、事理極めて明白にして、太郎の慧之を知ること熟す。此を以て今次組閣の初、偏に政友會の後援に頼らんと欲し、幸に其總裁西園寺公望の一諾を領し、乃ち安んして後繼の任に就く。太郎豈に漫に超然内閣を夢みる者ならんや、抑も亦公望の一諾を得るにあらずんは、斷して政局表面の人たらす。故に口に不偏不黨を唱ふと雖も、其心常に政友會に嚮ひ、屢々公望と會見し、交情意を疏通し、又議會問題の艱むに遭へば、輒ち直に妥協を敢てし、以て紛糾解除に邁進す。是れ皆な兩首領豫定の計畫にして、決して時に臨んで偶爾成立したる約束にあらざるなり。

公債及稅制整理。消極主義の發動。

に全力を灑き、其業の紹るを待て、始めて税制整理の事に従ひ、立閣以降一年有半を費して、兩者の整理を完成す。公債整理の要は、漫然公債を募集して、諸般事業を經營したる從來の政策を排拒し、一切募債を避け、大に財政を緊縮し、通常歳入を以て之に應せんとするに在り。税制整理は、要前内閣の第二十四回議會に提出したる成案を折衷潤色したるに外ならず。而して公債整理に基きて編成したる豫算及之に基きて編成したる豫算は、之を第二十五回議會に提出し、税制整理諸案及之に基きて編成したる豫算は、之を第二十六回議會に提出す。兩整理の成果内容及國論の批判は、便宜之を議會記事中に譲る。

政府は財政上頗る消極主義を執り單り新規の事業を起さるのみならず既定事業、亦努めて之を中廢又は延期に付し、以て歳計の膨脹を制せんとす。此主義は諸般政務の上に現はれ、就中時人の耳目を聾かしたるものを、四十五年開催の日本大博覽會を延期したる件と爲す。日本大博覽會は、東京市民及實業家等の創意に出て、政府之を容れ、議會亦曩者其經費に協賛し、其計畫大に進む。然るに政府は、祕密の間に延期の廟謨を定め、關係機關に譖らすして、九月

二日、俄に延期の令を發し、辭を物價騰貴及設備缺漏に藉り、將來今上登極五年を期し、壯大なる博覽會を開かんことを聲言す。世舉な事の唐突なるに驚き、是非の議論囂然として起る。

戊申詔書 政府の訓示。

四十一年十月十三日、聖詔渙發し、大に時俗の浮華を諫め、國民の勤勉自強を獎勵す。今茲大歲戊申に舍す、故に世呼んて戊申詔書と曰ひ、前年渙發の教育勅語と相並びて、教化處世の規針と爲す。左に之を掲く。

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其の福利を共にす。朕は爰に益々國交を修め友義を惇し列國と與に永く其の慶に賴らむことを期す。顧みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせむとする固より内國運の發展に須つ戰後日尙淺く庶政益々更張を要す。宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉產を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相諛め自彊息まさるへし。

抑々我か神聖なる祖宗の遺訓と我か光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し寔に克く恪守し淬礪の誠を輸さは國運發展の本近く斯に在り朕は方今之世局に處し我か忠良なる臣民の協翼に倚藉して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ爾臣民其れ克く朕か旨を體せよ。此詔書は内閣總理大臣之に副署す。乃ち輔弼の責、自ら宰臣に存し、而して政府の施政方針は、必ずや此聖旨に依據せざるへからず。詔書渙發の翌日より、地方官會議を開き、各大臣、交々聖旨を敷衍して訓示を下し、中央地方、相待て國運の進展を圖らんとす。其言ふ所、健實なる思想の涵養、醇厚なる風俗の醸成、殖産獎勵、民力充實、紀綱宏張、教化振興、勤儉力行、奮勵自彊、地方費の緊縮、自治體の善導等是なり。又政府は頗る報徳敷に重きを置き、地方青年會及產業組合等の力に頼り、以て民政を行ふ所あらんとす。

曩者帝國憲法と同時に、皇室典範を發布し、祖宗の洪範を紹述して、皇家の軌度

皇室典範運用諸令發布。

を憲章す。越て四十年二月、典範を増補し、皇族の臣籍に降下するの途を開く。茲に四十二年二月、皇室令を以て、登極令・攝政令・立儲令・皇室成年式令を發布し、典範運用の規矩を示し、詳に儀禮の次序を定め、後昆をして率由する所を知らしむ。次て皇族身位令・皇室親族令・皇室財産令・皇室會計令等を順次發布し、皇室典範附屬の例規、爰に大に備はる。

哈爾賓の兇變。伊藤博文の一生。

四十二年十月二十六日、前統監伊藤博文、突如滿洲哈爾賓に殞る。此より先き六月十四日、博文の統監を免し、改めて樞密院議長に任し、優詔を賜うて、韓國指導の功績を彰し、更に其啓沃毗贊に頼らんとするの聖旨を宣す。博文は統監を罷むるの後、累ねて韓國に赴き、尋て滿洲の游を試み、十月十四日東京を發し、行く々々征戰の跡を弔ひ、二十六日午前哈爾賓に著す。車站歩廊、進んで百官総商堵列の前に至るの時、偶々兇豎あり、俄に拳銃を博文に擬し、命中三彈、深く其

胸臆を穿ち須臾にして命を殞す。兇豎は韓人、名は安某、即時捕に就く。某常に帝國を忌み、博文を以て祖國の活力を奪ひたる首魁と爲し、豫め復仇の陰謀を畫し、終に敢然此舉に出つ。(翌年三月二十六日安某を死刑す)事聞す。皇上慄悼、直に勅使を滿洲に派し、懇に博文の靈を弔せしめ、尋て特に國葬の典を東京に擧げ、葬を行ふの日、朝を廢し、恩賚甚た渥し。賜ふ所の御誄に曰く「志を立てゝ奮勵、王政の復古を唱へ難を排して邁往、宏猷を維新に資け、憲法を草創して、刊らさるの典を修め、韓國を指導して、渝ることなきの盟を締ひ、股肱之れ倚り、柱石之れ任し、忠貞君に奉して、公正事に當り、勳績倍々顯れて、望一世に隆し。忽ち訃音に接す、曷そ慄悼に勝へん。茲に侍臣を遣し、暦を齋らして以て弔慰せしむ」と。

哈爾賓の兇報、遂に邦人の耳朶を打つや、死者其人を知ると否とを問はず、恩怨愛惡、兩つながら相遣れ、皆な之を惋惜せざるはなし。感情の興奮する所、萬言の諛辭を死者に捧げ、生前一切の罪過を抹消し、強て之を其功業に算へ、甚しきは則ち全智全能、古今獨歩の偉傑と爲し、又以て操行端正の君子人と爲す者あるに至る。請ふ姑く爾の頭腦を冷にし、靜に博文の性行を觀、又其一生の事業

を點検せよ。蓋し渠は藩閥圓裡、較々顯脱したる政治家のみ、未だ許すに曠古の偉傑を以てすへからず、何そ況や有徳君子の美稱をや。其事業の如き、先進の遺策を承け、時勢の幸運に負ひ、而して其功名は、皮相に赫耀として、人の耳目を眩すと雖も、積累せる裏面の咎過と相對照せば、是非褒貶、未だ輒く斷し易からず。憲法起草の一事、明に其功を錄するに足ると雖も、之か實績を擧くるに於て、果して幾何の努力を效したるか。躬ら局に當れば、則ち政權の運用其途を誤り、頻々非憲の濫行を肆にし、退て閣外に在れば、則ち積威を揮て當路を陵き、輔弼の要義を湮晦に付し、政黨改造の美名を以て私黨を結び、國民の選良を驅て政府の走狗と爲す、所謂立憲首勳の爲す所、豈に夫れ此の如くなるへけんや。凡そ此般の事、前編隨所之か論評を下したるを以て、今又爰に之を覆説することを爲さす。但、晩年少しく誇銜の癖を去り、人格亦益々圓熟し、老軀を提けて遐方に使し、其匪躬の臣節、庶幾くは之を看取すべく、而して其死狀の壯烈なる、自ら其私史を文り、家門を榮し、俗輩の視目を聳かすに足らん。世或は博文の死を以て、帝國的一大損失と爲すと雖も、渠れ既に久しく政局の中樞に遠ざかり、

漫に一生の虛譽を榮錫に繋ぐ者、其生其死、何ぞ帝國の休戚と相關せんや。蓋し濫に生前の匪違を摘發し、鞭を死屍に加ふるか如きは、固より禮にあらずと雖も、由來禮の用は、和を以て貴しと爲す、面諛の惡徳たると齊しく、其死屍に候するも、亦是れ一種の惡徳にして、君子の深く愧つる所なり。

第二章 憲政本黨の内訌

附 非政友各派合同の議

政友會の勢力及其向背、總裁の訓示。

最近の衆議院議員總選舉、政友會は絶對多數の勢力を占め、尋て所謂日糖事件の打撃を蒙り、若干議員を失ひたりと雖も、漸を追て其闕漏を補充し、依然として議案活潑の權を握る。其黨員は、近者内閣更迭の事情に省み、轉々新立桂内閣に衝み、動もすれば憤懣を議政壇上に漏らさんとし、新選議員の意志、特に強硬

なるを見る。將に第二十五回議會に臨まんとするに當り、總裁西園寺公望、衆を警めて曰く『財政を整理し、經濟を調和し、内治百般の改良を圖るは、寛に方今急務にして、審に政府の提案を考査し、適當の判断を下さるへからす。我黨の一舉一動は、國家の利害に至大の關係を有するをするを以て、各員宜しく冷靜慎重、以て議案に對し、我黨の本領を發揮し、憲政の常軌を履むを要す。政府に對しては、最も公平の態度を持し、好意を以て之に處し、之をして其重責を完うし、經綸を謬らさらしめんことを努むへし』と。次て第二十六回議會前の大會、累ねて同趣旨の訓示を下し、特に稅制整理及地租輕減の急務なる所以を附言す。時に政友會内に硬軟兩派あり、互に相暗闘し、爲に明に其態度を表示する能はすして、毎に曖昧の宣言を發し、以て巧に兩派の融合を圖る。第二十五・第二十六兩回議會中、政府は其提案の通過頗る艱むに際し、毎次政友會幹部と妥協を試み、黨員唯々として之に服し、相偕に政府の政策を遂行するに資したこと、後章議會の部に詳なり。

又新會。戊申俱樂部。大同俱樂部。

前々議會以來、猶興會の名の下に結合したる議員は、同志の新選議員と共に、新に又新會を組織す。其所屬議員の數は四十餘人にして、其前身猶興會と等しく、純潔正義の民黨を以て自ら居り、弊政打破・黨界廓清の議を絶叫す。外に新選議員にして、商工業に關係を有し、既成政黨に與みするを肯んせざる者約四十人、相集りて戊申俱樂部を組織す。其標榜する所は、財政整理・國債償還・稅制釐革・產業開發・外交刷新等是なり。若し夫れ大同俱樂部は、改選と共に大に勢力を失ひ、所屬部員僅に三十人内外を算するのみ。此俱樂部は、桂内閣直系の政團にして、軍備整頓・產業興隆・國資充實・財政整理等を唱へ、口を極めて政府の財政々策を謳歌し、全力を以て之を援護に任す。

憲政本黨内訌顛末。

憲政本黨、其黨運や衰へたりと雖も、尙ほ能く數十人の議員を擁し、衆議院の第二黨たるを失はず。此優越の地歩を占むる政黨を以てして、黨内比年紛争を

事とし、黨議を定めて議會に處する能はす、議會に處して歩調を一にする能はず、左眄右顧、一進一退、醜狀明に外に暴露し、公黨の資格、終に認むへからず。請ふ少しく憲政本黨内訌の顛末を敍し、其黨運消長の跡を説かん。之を敍せんと欲せば、溯て筆を數年前に及ぼさるへからず。

△改革本領兩派の對抗(正。役員派
改。政權派
員斷。總理。追放。改)

蓋し憲政本黨は、其前身進歩黨以來、多年苦節を守りて逆境に處し、爲に黨運委靡して甚だ振はずと雖も、亦克く天下の信望を繋くことを得たり。日を経るに及んて、一部黨員の意氣漸く挫敗し、轉々逆境苦守の力を喪ひ、顧みて政友會の黨運隆々たるを羨み、早く現状を打破して、局面を一新せんことを念ひ、同志私に相結ひて、徐々之を運動を起す。此輩の意、政權に接近するを以て、局面一新的捷徑なりと爲し、總理大隈重信の引退を促し、幹部專斷の黨則を改め、合議の制を設け、以て其希望を達成せんことを期す。蓋し重信饒舌、往々にして黨勢進展と相容れざるの言を弄し、而して幹部專斷の現制は、同志の計畫を貰くに便ならざるを以てなり。此派に屬する議員の數五十餘人、自ら稱して改革派

と謂ふ。第二十三回議會の近づくに及んて、改革派は其希望數條を幹部に提言す。曰く黨門を開放して、人材を收容せよ。曰く黨則を改正して、役員を公選せよ。曰く機の熟するを待て、斷然本黨を解き、況く他の同志と偕に、一大政黨を組織するの計に出てよと。幹部必ずしも此等の希望に異議を挾ますと雖も、政權に接近して黨勢を拓き、若くは異主義の政派と結び、徒に集團の大を爲さんとするか如きは、是れ年來保持の本領に背くものと爲し、其理想の根柢に於て、夫の改革派と相容れず。此主説を把持する議員の數は、改革派に比して較少く、自ら稱して本領派と謂ふ。第二十三回議會前、改革派は評議員の全部を獨占し、次て黨則を改め、政務委員を廢し、新に常議員を置き、合議以て黨務を評決するの機關と爲し、評議員をして之を選舉せしめ、改革派の多數其選に當る。一月二十日四十大會を開き、總理重信出席、苦言を以てするも、一時異俄に總理辭任を表言す。黨員皆な驚き且つ惜み、改革派を以てするも、一時異様の感を爲す。黨員中、切に其留任を哀求したりと雖も、重信の決心極めて牢くして、終に之を翻へすこと能はず。

△第二十三回議會中の本黨(改革派の全盛。旗幟變更。)

改革派は、既に黨則を改正し、總理を追放し、又役員の多數を同志の手に收め、此に敢然として政權接近の目的に邁往す。此時に當りて、政府は軍備充實の計畫を立て、之を第二十三回議會に提出す。開院初頭の大會、改革派は、故らに軍備問題に關する贊否を曖昧に付し、以て臨機策應の自由を保留せんとし、本領派は、軍備充實の必要を認むるも、確實なる財源を具へずして、漫然將來に繼續するの計畫を立つるか如きは、却て國防を弱むるものと爲し、明に之を宣言中に掲げんとす。激論紛議、終に國力に應したる適度の計畫を立つるの議を決し、頗る茫漠たる政綱を素示するに止む。既にして豫算審議進行中、其代議士會は、軍備を充實すると共に、大に生産事業を經營するの議を協定し、一々其條項を具體し、群議紛々の間に、政府案賛成の黨議を定め、偏に政權接近の道を啓くに努む。世に之を稱して憲政本黨の旗幟變更と謂ふ。然も尙ほ政府の一顧を惹かざるや、肅然大同派と相結ひて、政府提出郡制廢止案に反対し、大に政府を惱まし、漸次前内閣系に接近するの素地を作る。凡そ第二十三回議會中、改

革派の勢力、單り旺盛にして、黨内の事、一として其意の如くならざるはなく、本領派全く手を歛む。

△第二十四回議會中の本黨(黨紀廓清運動。黨内小康。)

第二十三回議會の全會期を通し、憲政本黨内部の亂狀、洵に上述の如し。黨内眞率の徒、轉々に顰蹙し、相偕に黨紀廓清運動を起し、先づ醜類一掃を企て、更に幹部復舊の議を唱ふ。此徒の意、前總理大隈重信の復任を乞ひ、領袖大養毅・大石正己二人をして黨務を總轄せしめ、而して時勢の要求に應し、自黨の歴史體面を傷けざる範圍に於て、他の同志と合同又は提携し、以て自黨の本領を發揮せんとする行動を陋とし、極力之を鎮撫に努め、常に黨の前途に深憂を抱く。今や偶々二三子の請あり、乃ち喜て之を諾し、第二十三回議會閉會の後、黨紀廓清に手を下し、黨内較平寧に歸す。第二十四回議會中、略々此形勢を保ち、歩調を一にして政府に對抗することを得たり。

△第二十五回議會中の本黨（内江再燃、院内總理推舉の紛糾）

由來憲政本黨の内訌たる、其傍因多端なりと雖も、要是は黨運の衰弊、輒ち之を誘致したるに外ならず。譬へば中人の家、夫妻の口論は、概ね米鹽窮匱の事に因するか如く爾り。第二十四回議會中、黨内幸に一時小康の状を呈したりと雖も、最近總選舉の結果、政友會の勢力大に伸び、自黨の運命益々衰ふるに及んて、自ら内訌の再燃を誘致し、黨内兩派の間、累ねて激烈なる抗争を惹起するに至れり。蓋し其黨運の日に非にして、政友會獨り其勢力を加ふるは、兩派の脅しく憾む所にして、他派と合同して、局面を開拓せんとするは、實に其共通の希望たり。唯改革派は、汎く政友會以外の各派と合同し、以て一大政黨を樹てんとし、本領派は、單り又新會と相結ひ、夫の大同派の如きは、之を其圈外に置かんとし、兩者の主説、全然相容れず。既にして第二十五回議會に入らんとするに臨み、其代議士會は、院内總理二人を置くの議を決し、犬養毅、大石正己の兩首領を擧げて、此重寄を託す。毅は直に之に應し、而して正己は卒然辭意を漏らし、爾來病に託して屏居し、復た黨務を視す。由來毅は本領派の首領にして、改革派視

て以て眼中の丁と爲し、斯人にして幹部に坐するの間、大合同の成立、得て期すへからず。此を以て改革派は、常議員を自派に獨占し、以て合同の素志を済さんと企て、巧に總員十五人中の十一人を收め、二月二十四日四年二月二十四日常議員會を開催し、立地に非政友各派大合同の議を決し、委員を擧げて、交渉を各派に開始す。院内總理犬養毅、固く執りて大合同を不可とし、其黨與を率ゐて、常議員會の決議を諷へさんことを努む。常議員會以て衆議を蔑視し、黨紀を紊亂するものと爲し、二十七日緊急會議を開き、突如毅を除名するの議を決す。本領派痛く常議員會の處置を憤り、即日代議士會を催し、除名決議を否認し、夫の大同派と合同を試むるか如きは、是れ自黨年來の本領を擲ち、好んで藩閥の爪牙たらんとするものなりと爲し、今後常議員會の節制に服することを拒み、且つ此輩を除名するを以て刻下の急務なりと議決し、而して毅は除名告知を返却して之に應せず。爾來幾紛擾を累ぬるの後、本領派の主催を以て、三月二十二日臨時大會を開き、先づ宣言を議決し、官僚政治打破、責任内閣完成、偏武政策矯正、東洋平和確保、國力充實、惡稅廢止等の諸項を掲げ、且つ常議員前來の罪を數へて、其

處決を促し、又他の同志の政治的公黨と將來の行動を偕にするの意を議決す。既にして第二十五回議會閉會を告げ、各員亦概ね去て郷里に散し、紛爭爲に一時中止に歸す。

△第二十六回議會中の本黨(改革派の衰退及
兩派和協。)

憲政本黨の兩派、第二十五回議會の全會期を通し、互に抗争を事とし、十分に黨内の醜狀を暴露し、而して其共通の希望たる他派合同の事、大小共に成るなし。蓋し其初に當りてや、改革派較優勢を占め、乃ち勢に乗して無忌の行動を逞うしたりと雖も、宿將除名の決議、大に一般黨員の憤慨を速き、天下亦其心事を陋とし、同情倉然として本領派に鍾り、優劣條にして其地位を易ふ。改革派此に於て少しく自ら反省し、徒に黨内に黨を樹つるの不利なるを覺り、屢々和協を本領派に提言したりと雖も、毎次其斥くる所と爲る。第二十六回議會召集期の近づくに及んて、無條件和協の議を提し、始めて本領派の容認を受け、和協漸く成る。十月二十八日、恒例の期に先ちて對議會大會を催し、第二十六回議會に處する宣言を議す。其宣言案は、曩に三月の大會に議決したる所を覆説した

るものにして、一人の異議あるなく、又評議員を改選し、其九十人中、八十人を本領派に收む。憲政本黨多年の内訌、此に至て熄み、非政友各派大合同論亦聲を潜め、尋て僅に二三の同志政團と合して立憲國民黨を組織したこと、次項以下別敍にする所の如し。

非政友各派合同の議(第二十五回議會中) 協議不調。

政友會の隆々たる黨運は、自ら憲政本黨の内訌を誘發し、之をして約三年の久しきに彌り、空しく紛擾の間に歲月を消せしむ。當時政友會の勢力を忌み、其暴横を憎み、合同の力を以て之を抑制せんとするは、非政友各派共通の感想にして、而して合同範圍の大小に關し、各人意見を異にし、施て所屬黨内に紛議を生したるは、亦決して單り憲政本黨のみにあらざるなり。蓋し汎く非政友各派を合同し、政界を縱斷し、以て一黨專權の弊を打破せんとするの希望は、四十一年衆議院議員總選舉の後、一部政客の胸中に來往し、第二十五回議會召集の前後、徐々其計畫の歩を進めたりと雖も、機運未だ熟せずして、姑く之を中廢す。

會期漸ぐ進みて、既に其央を過ぐるの交操觸者の一團頗る政友會の放肆に憤慨し、歎然起て二大政黨對立の急務なるを叫び、決議以て非政友各派の合同を促す。憲政本黨改革派の多數に成る常議員會は、全然此決議に賛し、直に合同の議を定め、大同派先づ起て之に應す。適、合同の範圍に關して、憲政本黨に著大の内訌を生し、論難抗爭に織れ忙しき爲に新黨組織の計を進むこと能はず。既にして會期の末葉に及んて、又新會忽如として起ち、自ら首唱して各派の糾合を圖る。唯、其會内亦二派あり、一は汎く非政友各派を合同せんとするものにして、憲政本黨改革派と希望を同うし、他は少數同志とのみ結はんとするものにして、本領派と同說を執り、論難抗爭多時に涉る。今次敢然新黨組織に斡旋する者は、即ち後者に屬し、先づ宣言及綱領を起案し、之を各派に交渉す。戊申及大同の兩派は、宣言案中「軍備偏重の弊を矯め、官僚政治を打破す」の語あるに快ならず、見て以て我黨を誹謗し、又我黨の宿論を非認するものと爲し、之か改竄を又新會の提唱者に求め、爾來各派屢々相會して協議を累ぬと雖も、議頗く決せず。又新會中の小合同派は、固く前來の宣言案を執り、縱令多數を羅

致する能はずと爲すも、此宣言の下、同志の一團を結成せんことを期し、大合同派の意見は之に反し、此際漫然小團體を結成するが如きは、政界縦斷の本旨と相副はずと爲し、寧ろ斷然新黨組織を中止し、姑く現狀を維持するの議を唱ふ。此等の議論紛起するの間、議會の會期終了を告げ、合同の談亦隨て熄む。

合同談再燃(第二十六回議會中)。 協議不調。 中央俱樂部結成。

立憲國民黨結成。 三派鼎立の黨界。

第二十六回議會に入るに及んて、政友會所屬議員の數益々増加し、其行動愈々放肆に流れ、爲に再び非政友各派合同の議を生す。此時に當りて憲政本黨兩派の和議圓熟し、一致して黨勢擴張の事に膺る。本黨は、前本領派の企畫に基き、又新會と相結ひて、政友會に抗せんとし、四十三年二月中、自ら進んで合同の議を提す。又新會は此提議に對ふるに、非政友各派大合同の議を以てし、若し大政團を形成すること能はずんは、寧ろ現狀に安んじ、徐に時會の到來を待たんとする。議終に破裂し、而して又新會の内部大に動搖し、其小合同論者十人、去て無

名會の名の下に結合す。大同及戊申の兩派は、前來深く非政友各派の大合同を熱望したりと雖も、輒く其功を奏すること能はざるに及んて、姑く大合同の議を中止し、異日大政黨結成の階梯と爲さんか爲に、舊來の兩俱樂部を解きて、新に中央俱樂部を組織し、三月一日を以て結成式を行ふ。來り加はるものは、大同俱樂部の全部、戊申俱樂部の半部、及若干の無所屬議員にして、其數五十餘人を算す。中央俱樂部の成立するや、爾餘各派の合同談復た起り、同志を憲政本黨又新會、無名會、舊戊申俱樂部の殘徒、及無所屬議員の間に求む。協議輒く圓熟し、宣言を草し、政綱を定め、憲政本黨自ら中堅の地位を占め、名を立憲國民黨と命し、三月十三日を以て結黨式を行ふ。所屬議員の數九十餘人を算し、純粹民黨を以て自ら居る。最近衆議院議員改選以後、帝國議會二會期の間、非政友各派の苦心したる黨派合同の事業、茲に纔に段落を劃し、政界縱斷の計成らすして、却て三派鼎立の勢を形し、而して政友會の勢力、依然として衰ふる所なく、新立二政團の力を合するも、以て之に抗するに足らず。今試に當時の各派議員數を擧ぐれば、政友會二百四人、國民黨九十二人、中央俱樂部五十人、又新會

(國民黨に赴かざる者)十八人、無所屬十五人、通計三百七十九人なり。

立憲國民黨宣言

大勢の旋轉促進するに従ひて國民は憲政の本義に向ひ一層之に適切の解釋を加へ且つ其妙用を永遠に舉け益々國運の隆昌を致さんことを希圖し新政に忠順なる國民協同して爰に立憲國民黨を組織し黨の本旨を天下に宣言す

憲政に貴ぶ所以のものは主として内閣の責任を嚴明にし大政をして常に國民的大基礎の上に運用せしむるに在り然るに由來我國政の實權は一部官僚の壟斷に歸し今日國家立憲の名あれとも國民は未だ其恩澤に浴せず是れ第一に之を革新し名實の歸一に力めざるへからざる所のものなり國家の本能は文武の均衡を保維し庶政百揆をして各々其宜を得せしめ以て一國の福祉を増進せしむるに在り而も現在國費の分配は多く其適正を缺き偏重偏輕の實相を掩はす是れ第二に根本より之を検討し之に釐革を加

へさるへからさる所のものなり
國防に不變の定形あらす要是四周の状勢に省察し施設の緩急を制するに
在り今や列強の勢力西より東より太平洋に集中し逐年勢力を加へつゝあ
り是時に當り内帝國の地位を安全にし外列強との均衡を維持し世界の平
和を保障せんと欲せは帝國の軍備も亦之に順應し逐次一新する所なる
へからす軍備既に國位世勢に順應し逐次一新を要するものは畢竟列強と
の均衡を維持し世界の平和を保障するに在れば外政は固より之と表裏を
爲さゝる可らず且つ夫れ國民の増殖は年々其多きを加へ今後百年を出で
すして將に一億に達せんとすれば之を利導し之を獎勵し植民に通商に益
國民將來の發達を策するは係りて國家外政の中に在り然も由來當路の外
交は姑息逡巡概乎として國民の希望に副せず是れ亦一大刷新を加へさる
へからさる所のものなり

今日内政的一大缺點は大小の行政を合せて一切之を中央に集中し所謂官
權萬能主義に徇ふに在り是を以て頭大振はす地方民力の萎微衰弱を馴致

せり加之繁文縟禮國民は實に其煩に耐へず故に庶政の分權すべきものは
之を分權し簡易にすへきものは之を簡易にし以て地方自治の更張を圖ら
ざるへからす

國家永遠の財源を託し財政基礎の鞏固を圖るには稅制其宜を得國民の各
級各業をして公平の負擔に任せしめざるへからず而も今日の稅制は其均
衡を失し加之稅種に於ても確實と認むへからざるもの亦尠からず自今之
に對しては益々整理の必要あり

國力の充實は一に農商工業の發達に待つ從ひて斯業の獎勵せざるへから
ざるは固より言を俟たず而も今日の實業政策は徒に其足を緊縛して之に
前進を命ずるか如きものあり發達何に由りてか期するを得んや吾人は深
く此に見る所あり獎勵其道を盡し國民と其惠に賴らんと欲す而して斯業
の發達と國力の充實とは交通機關の整否如何と相俟つて離るへからず此
教育に貴ふ所のものは國民の智識を啓發すると俱に其精神を堅實にし業

に勉め國を愛し一旦緩急あれは義勇公に奉せしむるに在り然も今日の教育は前者に專にして後者を疎にし徒らに形式に流るゝものあり斯の如きは大國民を養成し未來の大發展を期する所以に非ず故に吾人は此點に就きて一大革新を庶幾する者なり

政針の大綱斯の如し吾人は之に向ひて操せず撓せず着々として歩武を進め其目的に達せんことを期す至誠國を愛するの士は惠然四來して共れ本黨に力を戮せられよ

立憲國民黨綱領

- 責任内閣を樹立し憲政の完備を期する事
- 文武の均衡を保維じ國費分配の適正を期する事
- 國防の緩急を省察し軍備の順應を期する事
- 國際の平和を尊重し利權の伸暢を期する事
- 内政を改善し地方自治の更張を期する事
- 税制を整理し財政基礎の鞏固を期する事

- 農商工業を獎勵し國力の充實を期する事
- 交通機關を整備し富源の開發に資する事
- 教育制度を革新し國民精神の堅實を期する事

中央俱樂部趣旨

今や日本帝國の國際的位置の愈々重要を加ふると共に内外の國務は倍々複雑に赴き國民の責任は日一日と緊切を重ぬ是れ必至の大勢にして吾人は審思熟圖自彊碎礪只た夙夜兢々として國民たるの本分を盡さゝらんことを是れ恐る惟ふに現時に於ける經國の策は多端なりと雖其要は維新興國の皇猷を翼賛して上下一致盛に經綸を行ふの聖旨を對揚するに出てす内は教化を敦うし民心をして宇内日新の大勢に隨伴せしめ交通を便にし産業を獎勵し國力充實の地を作さしめ資本勞働の關係を調停し階級的反撥の憂を未然に防き民族的團結の基を鞏くし茲に富國強兵の實を擧げ外は極東平和の中樞となり國際政局の上に於て帝國の威信を確保し民族の膨脹

國運の發展をして圓満ならしむるに在り若し夫れ實際の施設に至りては適時適所の作用を要するも其大本大體に於ては斷して此に存せんはあらす吾人同志は如上の旨義に遵由し偏なく黨なく公平穩當の地を占め敢て最善の力を竭さんことを期す是れ實に憲政有終の美を濟す所以なり

憲法發布二十年紀念祝賀會。

四十一年三月二十二日(議員任期満限に近づいたる時) 帝國議會兩院議員有志相集まり大臣顯官等を招き帝國憲法發布二十年紀念祝賀會を貴族院の一室に開き、兩院議長各式辭を述べ、聖壽の無彊を祝し、憲法の萬歳を唱ふ。翌四十二年紀元の佳節、朝野政客等相集まり、累ねて同一祝賀會を帝國議會前庭に催し、交々祝意を表し、賀表を闕下に捧げ、夜に入り、東京市民の祝賀行列を日比谷公園に行ふ。人は道ふ、比年憲政益々退歩し、帝國議會幾と將に其存在を失はんとするの時、敢て紀念祝賀會を催すか如きは、恰も光陰の旋轉したるを紀念し、又歲月の積累したるを祝賀するに等しと。然りと雖も本邦の俗人の賢不肖

を問はず、幼にして着袴加冠の儀あり、長して華甲古稀の宴を張る。若し憲法發布二十年紀念祝賀會をして、此俗禮と其旨を同うするものならしめは、爲に一盞を傾くるも、敢て事に於て害あるを見す。

第三章 第二十六回 帝國議會

(政府は先づ公債を整理し、次て稅制を整理し、前者は之を第二十五回議會に提出し、後者は之を第二十六回議會に提出したり。兩整理は互に相乘聯し、幾と離るへからざるの關係を有するを以て、便宜兩議會を併せて、一章の下に收む。)

第二十五回 議會

(四十一年十二月二十四日閉幕)

衆議院正副議長任命

第二十五回議會は、衆議院議員總選舉後初次の召集に係る。開院劈頭、衆議院は先づ正副議長候補者を選舉し、政友會所屬鹿兒島縣選出議員長谷場純孝議

長に、憲政本黨所屬兵庫縣選出議員肥塚龍副議長に、各勅任せらる。

公債整理成果。四十二度豫算。公債不募。事業緊縮。

政府の公債整理に努力したこと、蓋し亦至れり。從來帝國の財政は、常に公債を以て重要の財源と爲し、用て各種の事業を經營したりと雖も、桂内閣は此因襲の政策を一擲し、歳計の基礎を通常の歳入に置き、以往公債を財源としたる費途は、凡て之を通常歳入の支辨に移すの本則を定め、單り新規公債を募集せざるのみならず、既定未募の公債も、亦裁然之を擲棄し、舊債の償還年額を増して五千萬圓以上と爲し、以て帝國の債務を遞減すると共に、公債の信用を内外に維持し、而して新に此重要歳入を失ひたる缺陷は、他に財源を求めずして、一に財政を緊縮して以て之を補はんとす。政府は此緊縮方針に基き、各省に涉りて經費五百二十五萬餘圓を節減し、新規事業を起さるは論勿く、既定繼續事業の如きも、緩急を圖りて其完成年限を延長し、繰延金總額一億六千八百餘萬圓に達し、陸海軍部内に於て、特に繰延の多額なるを見る。(四十二度以降繰延減額二十六)

延件一億六百五十餘萬圓、外に四十二年度既定繰延に對する再繰延額一千九百六十餘萬圓、臨時軍事費繰延額四千二百餘萬圓。) 但し公債不募政策は、單り之を一般會計に施し、特別會計は此限外に置き、夫の鐵道會計の如き、新に純乎たる特別會計を設け、一種の公債たる預金部借入金を以て、其營業の財源とす。以上公債整理計畫に基きて編成したる四十二年度總豫算は、歳入歳出共に五億千六百二十萬餘圓にして、之を前年度豫算に比し、歳入六千六百五十餘萬圓を減し、歳出三千八百四十餘萬圓を減す。

政府・政友會の妥協。諸案協賛。

政友會は、當初政府に對して公正の地歩を占め、黨議略、豫算原案に賛し、但し其細目に對して、削減の方略を定む。他の非政府黨は、豫算編成の杜撰にして、緩急硬論を執る者轉々幹部の軟弱に憮焉し、非政府黨と氣脈を通し、相偕に政府に抗せんとし、其勢甚た侮るへからざるものあり。是より先き太郎、公望の兩首領相會見し、互に胸臆を披瀝し、朝野居る所を異にするも、戮力以て國事に勤勞せ

んことを約し、意思疏通、默契風に成る。茲に議會の形勢、較、險惡の兆を呈するや、太郎は多數黨の力を藉りて、政局の否塞を破らんと欲し、其所謂一視同仁の標榜を撤し、衆議院の豫算審査方さに酣なるの時、公望及政友會院内總務と相會見し、努めて前閣の計畫を尊重するを辭とし、切に援助を懇請す。公望直に之を容れ、旨を傳へて黨内の硬論を壓す。衆議院終に大に豫算の修正を緩和し、歲入歲出共に三百二十餘萬圓を削減して之を可決し、貴族院亦此決議に同意し、茲に四十二年度豫算の成立を見る。外に國債利子所得稅免除及國債に關する諸法案、鐵道を純乎たる特別會計と爲すの法案、遠洋航路補助及造船獎勵法中改正案等、皆な兩院の協賛を得たり。

議員提出稅制諸案、織物稅廢止運動。

非政府黨は、政府の財政施設、一に公債整理に偏し、毫も稅制整理に及はざるを詰り、特に織物稅、通行稅、鹽專賣を以て、國民の生活を惱ますの惡稅と爲し、又新會・憲政本黨及戊申俱樂部の一部、相合して三稅廢止法案を提出す。政友會及

大同俱樂部は、其代償財源なきを辭とし、總て之に反対し、衆議院終に廢稅案を否決す。時に憲政本黨改革派は、大同俱樂部と合同を企て、其意を迎へんか爲に、暗に三稅廢止案を沮止せんとし、黨の歩調爲に頗る紊る。又大同俱樂部は、現行稅制の煩雜にして、時勢と相副はざるを指摘し、根柢より之を整理するの建議案を提出し、更に政友會・大同俱樂部、各地租輕減に關する建議案を提出し、外に稅制に關する二三法律案の提出を見る。此等各案、總て否決又は未決に終る。附記す、全國織物業者は、織物稅の煩苛に惱み、多年之か廢止を希望して、東京に開き、廢稅の希望を議決し、當路及兩院議長に請願す。帝都の警察は、を見るに暴徒を以てし、其通行運動を妨げ、且つ之に同情する議員を迫害し、亡狀至らざる所なく、終に進んで肆に警察權を帝國議會の構内に揮はんと擬し、輦轂の下、端なく罕観の騒擾を起す。

日露戰役軍事費決算検査。

日露戰役に伴ふ軍事費は、之を一般會計と分離し、事件の發生より、其終結に至る迄を一會計年度とし、特別に之を經理すること、一に先年の日清戰役軍事費の例に同し。兩國和議成立するや、該會計年度の終結期を四十年三月三十日と定め、其出納事務の完結期を同年十一月三十日と定め、政府茲に之か決算を當期議會に提出したり。其歲入は十七億二千二百二十一萬餘圓、其歲出は十五億八百四十七萬餘圓にして、剩餘二億千二百七十三萬餘圓は、之を一般會計に繰入る。歲入の大部分を占むるものは、公債・國庫債券及一時借入金にして、其額實に十四億千八百七十三萬餘圓の多きに達し、租稅・印紙收入・專賣益金及國庫剩餘金(會計繰入と云ふ)之に亞き、其額一億八千二百四十三萬餘圓を算へ、特別會計資金繰替又之に亞き、其額六千九百三十一萬餘圓を算へ、其他は官有物拂下・雜收入・滿韓兩地鐵道の運輸收入・齒獲品賣却等の特別收入、及軍資獻納金等是なり。歲出は、陸軍省所管十二億八千三百三十一萬餘圓、海軍省所管二億二千五百十五萬餘圓なり。軍事費の性質上、歲出の款項を表示すること極

めて粗大にして、其支出に放慢の迹なきにあらずと雖も、議會は、戰時倉忙の際、必ずしも一々常規を以て律すへからずと爲し、十餘の不當支出を決議し、決算全部を承認す。政府は占領地戰時の收支を國庫の算外に措き、爲に憲法上是非の議論を生したりと雖も、議會は政府の解釋を是認したり。

第二十六回 議會(四十二年十二月二十二日召集)

税制整理成果。(四十三度豫算)

政府は、整理したる税制に基きて四十三年度總豫算を編し、之を當期議會に提出するに當り、税制整理成案二十四件を之に添ふ。其成案たる、大體前西園寺内閣の整理を基礎とし、聊か現行税法の字句を修正し、又多少税率と課税方法とを改めたるに過ぎずして、毫も税制の根本に觸るゝ所なく、國民宿昔の期待と相距ること頗る遠し。地租の如き、唯宅地價を修正して、二厘五毛の租率を

設けたるに止り、田畠地租に至りては、依然五厘五毛の現率を存し、又世上惡稅の稱ある稅種中、市内通行稅を廢し、毛織物稅率を五分に低下したるの外、他は少しくも動かす所なし。四十三年度總豫算は、此稅制整理に基き、且つ前來の緊縮方針を踏襲したるものにして、其歲入歲出共に五億三千四百十七萬餘圓を算し、之を前年度豫算に比し、共に約千五百萬圓を増す。此豫算の特色を舉くれば、曰く、皇室費五割を増して四百五十萬圓と爲す。曰く、稅制整理の結果、歲入約千萬圓を減す。曰く、行政を整理し、吏員を淘汰し、經費約六百萬圓を減す。曰く、文武官の俸給及下士卒の給與約三割を増し、其增給總額約千五百萬圓中、約六百萬圓は前項經費節減額を以て之を支辨し、殘餘約九百萬圓を新規要求す。曰く、四十一年度純粹剩餘金七百五十萬圓を特に減債基金に繰入る(當年度元金償還額)是なり。

政府・政友會の妥協。減租。増俸。諸案協賛。

稅制整理諸案は、衆議院各派の齊しく歡迎したる所なりと雖も、概ね其整理の

微溫なるに失望し、特に地租を度外に措きたるを憤る。當期議會、減租の請願三千百八十九件四十三萬九千八百六十二人の多きに及び、交農民多年の窮状を訴へ、此歲計少しく緩和したる際、幸に減租の恩典に浴せんことを望むにあらざるはなし。非政府黨各派は、皆な農民に同情を寄せ、地租一厘以上輕減の議を決し、政友會亦地租の苛重なるを認め、大要一厘減租の意見を定め、衆議院各委員會は、此論調の下に豫算及稅制案の審査を進む。偶々政府と政友會との間、財政諸案に對する妥協候ち成る。(別記)其條件は、曰く地租減率を八毛とす、曰く官吏俸俸を二割五分に止む、曰く豫算委員の廢除削減したる費目は、其大部分を原案の舊に復す、曰く所得稅法案は、政府之を撤回す、曰く通行稅法案は、衆議院の否決に委すと。此等條件中、豫算否決費目の復舊及所得通行兩稅案の廢棄は、皆な地租減率に因する歲入缺陷の犠牲に外ならず。妥協既に成る、此に於て政府は、其條件に基きて豫算を訂正し、所得稅法案を撤回し、衆議院亦一に妥協條件に據りて各案を修理し、爰に其一切を議決す。(衆議院の豫算削減正したるも、三百七十三萬餘圓なり。)其間非政府黨各派は、交稅制整理の不備を非難し、

減債織入の増額と官吏の増俸とを無用と爲し、利して之を減税に充つるの議を唱へ、其他諸種の修正説を提出し、又私議妥協の非憲を咎めたりと雖も、多數黨之を冷眼に付し、所謂惡稅廢止の事亦行はれずして、院議の決する所、總て前掲妥協條件の外に出です。之を貴族院に移すに及んで、同院は稅制案中に若干の修正を施し、豫算案と共に之を可決し、衆議院之に同意す。此に至りて桂内閣第二段の財政計畫確立し、曩者第二十二回議會中、西園寺内閣公約以來の懸案、茲に始めて一決を告く。乃ち一決したりと雖も、所得稅法其他重要事案の仍ほ未決に屬するあり、依然として紛爭を後年に貽す。

妥協事情。政友會議員總會の光景。

當期衆議院の豫算委員會は、政友會所屬議員の多數に成り、其委員會は、當初地租一厘減の算當を以て豫算を審査し、爲に生ずべき歲入の缺陷は、歲出を削減して之に應せんとし、官吏增俸を半減し、其他二十餘件の費目を廢除又は削減するの議を定め、之を其黨の會議に付す。黨内各種の機關、悉く之を是とし、既

に協議會の可決を了し、二月八日、將に進んで議員總會の議に付せんとす。此に於て首相桂太郎、前來の默契を尋ね、徐に妥協を政友會に提言す。當日現に議員總會を主宰したる總裁公望、俄に會議を停め、總務松田正久及原敬二人をして、往て政府と交渉の事に當らしめ、且つ會衆を諒め、漫然輕舉するながらしむ。會衆唯々として命を奉し、偏に總務の歸來を待つ。兩者會見、一は豫算削減の緩和ならんことを望み、他は地租輕減の急務なるを説き、交渉數時間の長きに涉り、終に僅に前項掲記の成案を得たり。正久等深夜歸來、議員總會を繼ぎ、閣員との會見顛末を報告し、妥協條件の容認を要む。會衆以て黨議を無視し、政府に屈從するものと爲し、交起て總務の舉措を詰り、條件拒絶を號ひ、怒罵叱咤、間々格闘を演し、會場全く紊れて復た理すべからず。乃ち姑く正式會議を中止し、所屬八團體より委員を擧げ、幹部之と相交渉し、略和熟を得るの後、再び會議を開く。討論の間、頗る悲壯の議を唱ふる者ありたりと雖も、大勢漸く動き、議終に妥協容認に決し、九日早天、三縁山中の曉鴉啞呆を叫ぶの比、黨員死黙の裡に總會を鎖つ。

法律廢止の緊急勅令、事後承諾要求論争。

以往の政府、一たひ緊急勅令を發布するの後、次期議會の召集に先たち、再び緊急勅令を以て前勅令を廢止し、事後承諾要求の責務を懈り、其事例再三の多きを累ね、毎に議會の論題と爲り、未だ解決を見るに至らす。茲に桂内閣は、緊急勅令を以て法律を廢止し、之が事後承諾を議會に要求せざるの匪違を敢てしたり。是より先き三十九年六月、韓國裁判事務に關する法律を布き、降て四十二年七月、其事務を我に受託するや、政府は此法律を以て無用と爲し、其年十月、緊急勅令を發布し、同月三十一日限り之を廢止す。此勅令は、當然第二十六回議會に提出して、其承諾を要むへきものなるに關せず、政府は會期の終末に迫るも、其手續を取るなく、却て議員の質問に答へて「緊急勅令を議會に提出するは、其效力を將來に及ぼすの要ある場合に限る」と云ひ、辭を先例に藉りて、本件勅令を議會に提出せざるの理由に供したり。憲法は緊急勅令事後承諾要求の義務を政府に課するに於て、其勅令の將來の效力如何を問ふことなく、效力を將來に存續せざるの故を以て、承諾要求の義務を免除するの條規を存せず。

夫の緊急勅令を以て緊急勅令を廢止したる事例は、全然本件と性質を異にし、固より以て先例と爲すに足らす。若し一たひ政府の解釋を是認せば、政府は自家の便宜に省み、緊急勅令を以て肆に法律を廢止し、議會は諾否表言の權能を喪ひ、單り憲法第八條第二項（緊急勅令事後承諾）の規定を抹消し、議會の立法協賛權を認めたる第五條（天皇は帝國議會の協賛を以て法律を行ふ）及第三十七條（凡て法律は帝國議會の協賛を経るを要す）亦其法力の一半を失はんとす。是れ眞に議法權の消長に關する至重至大の問題にして、廢止法律の條項輕微なるの故を以て、漫然之を不間に付すへからず。政友會は當初此問題を黙殺せんとしたりと雖も、中道俄に方針を變へ、會期の末日を以て、政府は宜しく本件緊急勅令の事後承諾を要求すへしとの決議案を提出し、衆議院全會一致以て之を可決す。政府仍ほ之か提出を懈り、其間會期満了し、議會をして追窮の機を握ることを得さらしむ。

第四章 韓國併合

千歳の快舉。昭代の盛事。

維れ明治四十三年八月二十九日、韓國全道を收めて、之を我が帝國の領土に編す。鶴林の生靈之に由て蘇り、扶桑の邦基之に由て固く、以て東洋禍亂の處を除き、以て萬邦平和の素を作る。是れ洵に宿案を釋き、祖訓を恢にするの壯圖にして、帝國の鴻業、爰に復た一步を進展す。凡そ明治昭代の事蹟中、異彩の最も顯著なるものと爲すも亦誣いす。

併韓廟謨決定。日韓兩國の論調。

帝國は、世界に率先して韓國の獨立を承認し、爾來其領土を保全し、我か前哨を防衛するを以て、東洋政策の根幹と爲し、歷代内閣の施爲皆な此に於てし、對清對露の戰役、亦此大方針に基盤するにあらざるはなし。日露開戦の後、韓國を

我が保護の下に置き、之を扶掖指導すること、亦努めざるにあらずと雖も、其國の形勢、依然として常に平靜を闇き、禍亂動もすれば踵を接せんとす。帝國政府は、熟此形勢に鑑み、保護制度の姑息にして、更に非常の勇斷を施すにあらずんは到底以て帝國の康寧を維持し、東洋の平和を保障するに足らざるを念ひ、終に韓國併合を以て、唯一無上の國策と爲し、四十二年七月、聖斷を仰き、廟謨を一決し、爾來偏に之か決行の機會を待つ。此時に當りて韓國民間に、日韓合邦の議を生し、其論調漸次高きを加ふ。之と相前後して、帝國內に韓國問題同志會起り、相和して合邦論を唱へ、口を極めて統監の懷柔政策を非議し、此際斷然從來の政策を改め、一面は以て八道一千萬衆塗炭の苦を救ひ、一面は以て帝國の利益を保維し、進んで宇宙化育の大道に資補するの要務なるを力説し、之か實行を政府に促すこと益急なり。之を概するに、韓國併合は實に當年必須の國策にして、朝野の希望、幾と之に歸一し、剩す所は唯手を下すに於て遺算なからんことを期するのみ。

併韓以前の施爲。司法權收受。軍部廢止。警察權收受。

此より先き日露戰役終局の後、帝國は韓國の外交權を收め、次て其國防權を收む。今や將に進んで併韓の廟謨を決行せんとするに當り、其間、更に重要な諸種の權利を收めたり。左に之を次序せん。

四十二年六月十四日、統監伊藤博文の官を免し、副統監曾禰荒助、統監に陞任す。此際我は韓廷に對し、司法權受託の交渉を試み、容易に其承諾を領し、七月十二日を以て覺書に調印し、二十四日之を發布す。其大意、韓國政府は、其國司法及監獄事務の完備を見るに至る迄、其事務を擧げて帝國に委託し、帝國政府は、一定の資格ある日韓兩國人を以て、在韓國日本裁判所及監獄の官吏に任し、其助以て其事務に當り、而して其經費は、總て帝國の負擔と爲すと云ふに在り。其理由の如きは、韓國の司法及監獄事務を改善し、韓國人民並に在留外國人民の生命財產の保護を確實にし、且つ其國財政の基礎を鞏固にせんとするに取る。其蓋し、帝國は、前來韓國に裁判所及監獄を設け、帝國官吏夙に其事務に從ひたるを以て、今次の協約は名實の歸一にして、敢て新規の收得にあらず。

右同日、韓國政府は勅令を發し、其内閣の軍部を廢止す。前年軍隊解散の後、僅少の親兵を置き、且つ解兵處理の爲、一時軍部を存したりと雖も、今や其必要を認めざるを以て、斷然之を廢止し、宮中に親衛府を置くに止め、陸軍武官學校を廢し、武官の養成は、之を帝國に委託し、現在の將校及將來養成する武官は、帝國軍隊に託して軍事を專修せしむ。此に至りて韓國の軍事行政は、軍隊と共に全く其影を沒す。

同年七月二十六日、韓國銀行に關する日韓兩國覺書に調印し、八月十五日之を發布す。曰く『韓國政府は、韓國銀行を設立し、之に兌換銀行券を發行するの權を與へ、韓國中央金融機關たるの業務に從事せしむるの外、日本銀行の委託あるときは、日本國々庫金の取扱を爲さしむへし。韓國銀行の株式は、日韓兩國人に限り之を所有することを得。其重役は、當分日本人を以て之に充つ』と。是れ韓國財政整理の一端にして、又日韓兩國金融機關の交叉聯結を圖らんとするの趣旨に出づ。

翌四十三年五月三十日、統監曾禰荒助、病を以て罷め、陸軍大臣寺内正毅、統監を

兼ぬ。幾くならずして我は韓國警察權受託の議を提し、韓廷何等の異議なく、六月二十四日を以て覺書に調印し、三十日之を發布す。乃ち韓國は、其警察制度の完備を見るに至る迄、其事務を擧げて之を帝國に委託し、而して其理由の如きは、警察制度の改善と、財政の基礎を鞏うするの點に取る。

併韓交渉。條約調印。合邦成立。

既に外交權を收め、國防權を收め、司法權を收め、警察權を收め、韓國に剩す所は、僅に學事・產業・度支等の行政權に止り、帝國の宗主權は、深く韓國に根抵す。此時に當て韓國の形勢刻々益々非にして、併合の決行、一日の遷延を許さざるものあり。此を以て新任統監寺内正毅閣議の旨を銜みて任地に急行し、七月二十三日、京城に入り、先づ韓王に進謁し、諸大臣を延見し、爾來默々として姑く形勢を觀望す。既にして八月十六日、内閣總理李完用を招き、告くるに帝國の廟謨を以てし、日韓合邦約案を示して其承認を促し、爾後屢々會見を累ね、歩々締約の談を進め、一方不穏の言論集會を禁止し、軍隊警察の警戒最も嚴なり。韓廷大

臣、四周の情勢に省み、強て約案に異議を言はず、其間多少の波瀾暗闘を経て、彼の意見容易に一致し、合邦の内議、爰に全く熟す。此に於て二十日、統監は約案を本國政府に電致して命を待つ。二十二日、樞密會議を御前に開き、約案を可決し、皇上之を裁可し、政府直に條約調印の訓電を統監に發す。此日韓廷亦閣議を開き、直に約案を可決し、尋て國王の裁可を請ふ。國王垂問すること三四、終に憮然として之を裁可す。兩國全權、即時に條約に調印し、次て二十九日、兩國同時に之を公布す。此條約は、韓國統治權授受の様式を履み、先づ韓國皇帝は、其國の統治權を日本國皇帝に讓與し、日本國皇帝は、此讓與を受諾し、以て韓國を帝國に併合するの根本義を掲げ、帝國政府は、今後韓國の施政を擔任し、韓人の身體財産を保護し、其福利を増進することを保障し、外に前韓國皇帝及皇族并に其後裔の優遇、世家功臣の表彰、韓人任官等の事を規定し、公布の日より之を施行す。此に至て韓國は、明に我が帝國の版圖に歸し、宿案爰に始めて一決を告ぐることを得たり。

日韓併合條約

日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下は兩國間の特殊にして親密なる關係を顧み相互の幸福を増進し東洋の平和を永久に確保せんことを欲し此の目的を達せんか爲には韓國を日本帝國に併合するに如かかることを確信し茲に兩國間に併合條約を締結することに決し之か爲に日本國皇帝陛下は統監子爵寺内正毅を韓國皇帝陛下は内閣總理大臣李完用を各其の全權委員に任命せり因て右全權委員は會同協議の上左の諸條を協定せり

第一條 韓國皇帝陛下は韓國全部に關する一切の統治權を完全且永久に

日本國皇帝陛下に讓與す

第二條 日本國皇帝陛下は前條に掲げたる讓與を受諾し且全然韓國を日本帝國に併合することを承諾す

第三條 日本國皇帝陛下は韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並其の后妃及後裔をして各其の地位に應し相當なる尊稱威嚴及名譽を享有せしめ且之を保持するに十分なる歲費を供給すへきことを約す

第四條 日本國皇帝陛下は前條以外の韓國皇族及其の後裔に對し各相當の名譽及待遇を享有せしめ且之を維持するに必要なる資金を供與することを約す

第五條 日本國皇帝陛下は勤功ある韓人にして特に表彰を爲すを適當なりと認めたるものに對し榮爵を授け且恩金を與ふへし

第六條 日本國政府は前記併合の結果として全然韓國の施政を擔任し同地に施行する法規を遵守する韓人の身體及財產に對し十分なる保護を與へ且其の福利の増進を圖るへし

第七條 日本國政府は誠意忠實に新制度を尊重する韓人にして相當の資格ある者を事情の許す限り韓國に於ける帝國官吏に登用すへし

第八條 本條約は日本國皇帝陛下及韓國皇帝陛下の裁可を経たるものにして公布の日より之を施行す

併韓餘音。大詔渙發。

併韓の事成るや、我か皇上特に大詔を發し、東洋保安の皇猷を宣へ、勅使を神宮及祖考の山陵に派し、盛事を奉誥し、韓國の名號を朝鮮と改め、前韓主を冊して王と爲し、世々繼承、以て其宗祀を奉せしめ、其懿親及功臣等優遇の途を啓き、罪囚を大赦し、租稅を減免し、金錢を頒賜し、以て特恩を新附の民に垂る。内地國民、皆な宿案の解決を喜び、到る處祝賀の宴を張り、而して當路執政は、其功を錄せられ、各優諱を拜す。左に併韓に關する大詔を掲く。(八月二十九日發布、國務各大臣副署)

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せむことを期せり

爾來時を経ること四年有餘、其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖、韓國の現制は尙未だ治安の保持を完するに足らず、疑懼の念毎に國內に充溢し、民其の堵に安せず、公共の安寧を維

持し民衆の福利を増進せむか爲には革新を現制に加ふるの遅く可らざること瞭然たるに至れり

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み、韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應するの已むを得ざるものあるを念ひ、茲に永久に韓國を帝國に併合することとなせり

韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くべく民衆は直接朕か綏撫の下に立ちて其の康福を増進すべく、產業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るへし、而して東洋の平和は之に依りて愈々其の基礎を鞏固にすべきは朕の信して疑はざる所なり

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に從ひ、施政の緩急其の宜きを得以て衆庶をして永く治平の慶に賴らしむることを期せよ

帝國政府は、併韓條約締結の理由を中外に聲明し、且つ列國に對し、舊韓國の對外關係及帝國の繼承權義に關し、之が處理の方針を宣言す。曰く、舊韓國と列國との條約は、當然無効に歸し、帝國と列國との條約は、適用を許す限り、之を朝鮮に行ふ。曰く、朝鮮在住の外國人は、帝國法典の下、事情の許す限り、帝國內地に在ると同一の權利及特權を享有し、且つ適法なる既得権の保護を受く。曰く、外國人の從來韓國に有したる治外法權は、即時に之を撤廢す。曰く、舊韓國と列國との通商條約は、爰に消滅すと雖も、帝國政府は、今後十年間、現行同率の關稅及噸稅を課し、沿岸貿易亦同し、云々。列國は夙に朝鮮に於ける帝國の地位を承認し、今次の併合、亦是れ自然の歸結なるを以て、皆な帝國政府の聲明を諒とし、國際關係、極めて圓滿に推移するを見る。

韓國內情。其官民の言動。王者の苦衷。最後の哀號。

私に惟ふに苟も人心ある者、誰か敢て自國の江山を擧げて、坐して之を他人に付するに忍ひんや。然も亦翻て惟ふ、徒に獨立國の空名を存し、惡政の下、永く

塗炭の苦を受けんよりは、寧ろ其國を隣邦の聖天子に捧げ、至仁の德澤に沐浴するの多幸なるに孰與れそや。名を取らんか、將た實に就かんか、是れ當年韓民の宜しく考慮すべき至重の問題たり。一新會なるものあり、韓國有力の政黨にして、夙に帝國に歸依し、腹心を傾けて其指導に服す。日を経るに及んで、自國の形勢益々傾き、獨立の空名、却て民命を誤るを念ひ、其國を帝國に捧げて、仁政の慶に頼らんと欲し、乃ち斷然日韓合邦の黨議を定め、普く其趣旨を八道に宣傳し、之を其國王に奏し、又之を首相及帝國の統監に訴ふ。之に類する意見を執る政派及個人亦尠からず、大韓協會の如き、西北學會の如き、亦一たひ一新會と同一の行動に出つ。其間、又合邦を不可とする者なきにあらずと雖も、徒に傲語を口舌の上に弄ひ、諸大臣を目するに賣國の逆賊を以てし、相偕に決死隊を起し、此輩逆賊を暗殺すへしと言ひ、若くは日本人を虐殺して、邦家の獨立を保維すへしと言ふのみ。平生陰謀詭計を弄し、輕舉妄動を事とする韓民をしてして、此國家存亡の大故に遭ひ、敢て反抗の實動に出てさりし所以のものは、

軍隊警察の守備至嚴にして、言論集會の監査周到なるに因ると雖も、蓋し亦領士と主權と併せ喪ひ、一も反抗を挾むの餘地なく、強て反抗を敢てするは、却て自家に不利なるを知れはなり。彼れ元老大臣、其多くは合邦の是非を自己の利害に決し、當初盛に排日の義を煽し、中道形勢の不可なるを見て、俄に反覆の態度に出て、或は後日の地歩を攫取せんか爲に、併合を促進して帝國に媚ひ、祖国の榮辱の如きは、幾と之を顧念せず。彼れ兩班や、其地位は社會の上游を占め、特權を享受し、富貴を領有し、李朝の恩澤に浴するもの實に五百年。而して此國家の否運に際り、毫も社稷宗廟を以て念と爲さずして、徒に併合後の榮爵美祿を夢みるのみ。一般國民に至りては、夫の儒生雜輩の少しく蠢動したるの外、概ね皆な沈黙を守り、國の存亡を以て風馬牛相關せず。此の如き國家觀念の闕如せる人類の集團、亡ひすして將た何をか待たんや。唯憐むへきは五百年世繼の韓王なり。王や大勢の終に抗すへからざるを知り、枉けて併合條約を裁可したりと雖も、爾來快々として樂ます、眠食を廢して單り躬ら屏居す。命や奈何ともすへからずと雖も、當年其胸中の苦衷、亦一掬同情の涙なき能は

(979) 第二 次桂内閣

す。大臣蒼生共に國家を忘れ、王者單り萬斛の怨を呑む、古の所謂獨使至尊憂社稷の一語、最も韓國當時の事情に切にして、而して半島至尊の地を失ふも、亦頃刻の間に迫る。嗚呼鳥の將に死せんとする、其鳴くや哀し、人の將に死せんとする、其言ふや善し。請ふ韓王最後の哀號を聞け。曰く「朕菲德にして大業を繼き、夙夜碎礪治化盡めざるに非すと雖も、積弱痼を爲し、疲弊極に至り、挽回望なく、前後の策茫然たり。朕是に於て瞿然内に鑑み、確然自ら斷し、此に韓國の統治權を擧げて、之を從前より深信修交せる隣國大日本皇帝に讓與し、外東洋の平和を確固にし、内八域の民生を保全せんとす。顧ふに爾大小臣民、國勢と時期とを深察し、繁擾することなく、自ら其業に安んし、大日本帝國の文明新政に服従し、幸福を享受せよ。朕の今日の此舉、爾有衆を忘るゝに非す、唯爾有衆を救治せんとするの趣意に出づ。爾臣民等、克く朕の意を體せよ」と。是れ實に條約公布當日、別を臣民に告くるの詰諭にして、末尾に表示する「隆熙」の元號、此に至りて全く其用途を喪ふ。

政府の獨斷、緊急命令、關聯各種法令。

帝國政府の韓國併合を断するや、祕密の間に國策を進め、毫も之を國論に誇らず、議會に議らす、條約既に成るの後、始めて之を世上に表示す。蓋し條約締結は、固と天皇の大權に屬し、議會の協賛を要むるの限にあらずと雖も、韓國併合の如き、帝國の國勢に至大の關係を有し、國民の齊しく關り聞かんと欲する所、乃ち先づ之を國民に披示し、官民協力の下、此曠古の盛事を遂行するを以て、克く其體を得たるものと爲す。且つ夫れ併韓條約に伴ふ諸般の施設に至りては、政府の獨斷を許さずして、宜しく議會の協賛を要むべきもの頗る多し。然るに政府は、正式立法の道に出てすして、一に緊急勅令を以て之を遂行したり。要するに韓國併合に關する政府の措置たる、敢て違憲を以て之を議すへからずと雖も、穩當を闕くの謗、終に免るへからず。今併韓條約と同時に公布せられたる詔書・皇室令・勅令及制令中、重要なもの數件を掲げ、新規施設の一斑を釋明すること左の如し。

李王家優遇(詔書)

朕天壤無窮の丕基を弘々し國家非常の禮數を備へむと欲し

前韓國皇帝を冊して王と爲し昌德宮李王と稱し嗣後此隆錫を世襲して以て其宗祀を奉せしめ皇太子及將來の世嗣を王世子とし太皇帝を太王と爲し德壽宮李太王と稱し各其配を王妃・太王妃又は王世子妃とし並に待つに皇族の禮を以てし特に嚴下の敬稱を用ひしむ世家率俗の道に至りては朕は常に別に其の軌儀を定め李家の子孫をして奕葉之に賴り福履を増綏し永く休祉を享けしむへし茲に有衆に宣示し用て殊典を昭にす

皇族優遇(詔書) 李王の懿親李坤・李熹の二人を公と爲し、其配を公妃とし、並に待つに皇族の禮を以てし、特に嚴下の敬稱を用ひしめ、子孫をして此榮錫を世襲し、永く寵光を享けしむ。

朝鮮貴族令(皇室)

李王現在の血族にして、皇族の禮遇を受けざる者、並に門地

又は功勞ありたる朝鮮人に各爵を授け、之を朝鮮貴族と稱し、華族令に依る有爵者と同一の禮遇を與ふ。爵は公侯伯子男の五等に分ち、朝鮮貴族をして之を世襲せしむ。

朝鮮名稱(勅)

舊韓國の名號は、爾今之を改めて朝鮮と稱す。

朝鮮總督府令及其官制(勅)

新に朝鮮總督府を設け、一人の總督を置き、委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、一切の政務を統轄せしむ。總監府及其所屬官署は、當分の内之を存置し、朝鮮總督の職務は、統監をして之を行はしむ。尋て九月三十日、朝鮮總督府官制を公布し、總督府令の旨を敷衍し、總督の補任を陸海軍大將に限り、

其職權を「總督は天皇に直隸し、委任の範圍内に於て、陸海軍を統率し、及朝鮮防備の事を掌る。總督は諸般の政務を統轄し、内閣總理大臣を經て上奏を爲し、及び裁可を受く」と規定す。

朝鮮總督委任立法令(勅) 朝鮮に於て法律を要する事項は、朝鮮總督の命令を以て之を規定することを得。此命令は之を制令と稱し、豫め内閣總理大臣を經て勅裁を請ふるを本則とし、臨時緊急の際に於ては、先づ命令を發し、而して後に勅裁を請ふへく、若し勅裁を得されば、其命令は將來の法力を失ふことを公布すべし。法律の全部又は一部を朝鮮に施行するは、勅令を以て之を定む。制令は勅令を以て朝鮮に施行したる法律及特に朝鮮に施行する法律命令に違背するを許さず。

中樞院官制(勅) 朝鮮總督の諮詢府なり

朝鮮會計(勅) 朝鮮の歳入歳出は、特別會計を以て之を處理す。

大赦及免租(詔書、勅) 舊刑處犯の罪囚中、情狀懲諒すべき者に對して、特に大赦を行ひ、積年の逋租及今年の租稅を減免し、以て始めて治化を施くの初に當りて、蒼黎安撫・赤子體恤の意を昭にする。

朝鮮人恩賜公債(勅) 朝鮮に於て臨時恩賜に充つる爲、五分利附公債三千萬圓を發行す。

朝鮮總督府設置。統監政治荒怠。總督新政。

併韓條約公布の日、統監寺内正毅の名を以て、長編の諭告を發し、大に皇謨を宣へ、新附の鮮民をして、聖恩の下に生を聊んとする所を知らしむ。既にして朝鮮總督府を設け、統監正毅、陸軍大臣を以て朝鮮總督を兼ぬ。同時に中樞院を設け、朝鮮總督に隸して、其諮詢に應する機關とし、鮮人を以て其議官に充て、尋て地方官々制を定め、各々其職員を補し、前掲各法令の規定を實施し、著々新領土經營の歩を進む。是より先き尙ほ統監政治を行ふの日、二代の統監、博斐荒亡にして、幾と事を視す。部下の吏僚、相偕に之に倣ひ、爲に官紀紊亂、吏風頹廢、世人統監府を目するに伏魔殿を以てす。正毅の代て任に莅むや、大に威容を張り、謹嚴己を持し、精勵衆を率ゐ、端正剛毅、眞に其名字に背かず。部下皆な爲に震懾し、戰兢として職を執り、京城の狹斜、一時絃歌を絶ち、自ら官紀の振肅と吏風の廓清とを來す。是れ蓋し其功を正毅に歸せざるへからず。但其人、褊狹固陋、徒に細故に泥み、武斷に流れ、其發する所の制令、轉々煩苛に過ぎ、施設往々にして植民政の大道に悖り、治務久しきに彌りて擧らす。

統監諭告（八月二十九日發布）

敬聖文武天皇陛下の大命を奉し本官今や朝鮮統轄の任に膺るに際し茲に施政の綱領を示して朝鮮上下の民衆に諭告す
夫れ境域相接し体戚相倚り民情亦昆弟の誼あるもの相合して一體を成すは自然の平和を永遠に維持するの緊切なるを念ひ前韓國元首の希望に應し其の統治權の讓渡を受諾し給ひたり自今前韓國の皇帝陛下は昌德宮李王嚴下と稱せられ皇太子は王世子と爲りて後嗣長へに相繼承し萬世無窮たるへく太皇帝陛下は德壽宮李太王嚴下と稱せられ並に皇族の禮遇を賜はり其の秩停の豐厚なる皇位に在すの時と異る所なかるへし朝鮮民衆は盡く帝國の臣民と爲り天皇陛下撫育の化を蒙むり長へに深仁厚徳の惠澤に浴すへし殊に忠順に新政を翼賛する賢良は其功勞に準し榮爵を授けられ恩金を賜はり又其の材能に應し帝國の官吏として或は中権院議官の班に列せられ或は中央若は地方官廳の職員に登用せらるへして又班族儒生の耆老にして恭謙克く庶民の師表たる者には尙齒の恩典を與へられ孝子節婦鄉黨の模範たる者には褒賞を賜り以て其の徳行を表彰せらるへし疊に地方官吏の職に在り國稅欠逋の行爲ありたる者は其の責任を解除し特に其の未勸金の完納を免せらるへし又從前法律に違反したる者にして其の犯罪の性質特に懲諒すべき者に對しては一律に大赦の特典を與へらるへし
如今地方の民衆積弊の餘蘖を受け或は業を失ひ產を傾け又甚しきは流離饑餓に

諭する者あり依て先づ民力の休養を圖るの急務なるを認め隆熙二年度以前の地税にして今尙未納に係るものは之を免除し隆熙三年以前の貸付に係る社穀は其の完納を特免せしめ且本年秋季に徵收すべき地稅は特に其の五分の一を輕減し更に國帑約一千七百萬圓を支出し之を十三道三百二十有餘の府郡に配與し以て士民の授産、教育の補助並凶歉の救濟に充てしむへし是皆斯の更始一新の時に方般教恤の本旨を體し或は恩に狃れて奉公の心を失はざらむことを期すべし凡そ政の要は生命財産の安固を圖るより急なるは莫し蓋し殖產の方興業の途にして國費を負擔するは天下の通則にして古今東西皆然らざるは莫し故に克く道義を譽み產を治めしめむとするに外ならず
今朝鮮の地勢を通觀するに其の南土は肥沃にして農桑に適し其の北地は概ね鐵物に富み内河外海亦魚介多し遺利餘澤の獲收すべきもの鮮少なりとせす其の開發の方法宜しきを得は產業の振作期して待つへし而して產業の發達は主として

運輸機關の完成に待たるへからず是事を創め業を起すの階梯なればなり今通路を十三道の各地に開き鐵道を京城元山間及三南地方に新設し漸く以て全土に及ぼさむと斯の如くにして大成を將來に期すると共に其の開鑿敷設の工程に於て衆民に生業を與へ其の窮乏を拯ふの一助たるを疑はす
朝鮮古來の流弊は好惡乖竝唯利を以て相争ふに在り是を以て一黨勢を得れば忽ち他派を戕はむとし一派力を占むれば輒ち他黨を仆さむとし頗頗排擠其の窮屈する所を知らず終に產を破り家を亡ぼす者夥しとせず是尺害ありて寸益なし爾後黨を樹て社を結ひ徒に輕舉妄動を事とするか如きことあるへからず但し政令洽く下に及ばず民意動もすれば上に達せずして上壓下怨の弊を醸すは古今其の例に乏しからず依て中権院の規模を擴張し老成の賢良を網羅して其の議官に列し重要な政務の諮詢に應せしめ又各道及各府縣には參與官又は參事の職を設け能士俊材を登用して之に充て其の言議を徵し其の獻策に聽き以て政令と民情と相抵牾する所なからむことを期す

凡そ人生の憂患は疾病より酷しきは莫し從來朝鮮の醫術は未だ幼稚の域を脱せずして以て病苦を救ひ天壽を完うせしむるに足らず是最も痛嘆すべき所なり曩に京城に中央醫院を開き又全州清州及咸興に慈惠醫院を設けて以來庶民の其の恩波を蒙る者極めて多しと雖未だ全土に普及せざるを遺憾とし既に令を發して更に各道に慈惠醫院を増設せしめ名醫を置き良藥を備へ汎く起死回生の仁術を

施さしめむとす

顧ふに人文の發達は後進の教育に俟たるへからず而して教育の要は智を進め德を磨き以て修身齊家に資するに在り然るに諸生勤もすれば勞を厭ひ逸に就き徒に空理を談して放漫に流れ終に無爲徒食の遊民たる者往々にして之れ有り自今宜しく其の弊を矯め華を去り實に就き恂惣の陋習を一洗して勤儉の美風を涵養することに努むへし
信教の自由は文明列國の均しく認むる所なり各人其の崇拜する教旨に倚り以て安心立命の地を求めるは固より其の所なりと雖宗派の異同を以て漫に紛争を試み又は名を信教に藉りて叨に政事を議し若は異圖を企てむとするか如きは即ち良俗を荼毒し安寧を妨害するものなるを以て當に法を案して處斷せざるへからず然れども儒佛諸教と基督教とを問はず其の本旨は畢竟人心世態の改善に在るか故に固より施政の目的と背馳せざるのみならず却て之を裨補すべきものたるを疑はず是以て各種の宗教を待つに毫も親疎の念を挾まざるは勿論其の布教傳道に對しては適當なる保護便宜を與ふるに咨ならざるへし
本官今聖旨を奉して此地に蒞むや一に治下生民の安寧幸福を増進せむと欲するの外他念あるなし是れ故に詳々として其の適從すべき所を諭示する所以なり尙漫に妄想を逞うし敢て施政を妨礙する者あらは斷して假借する所なからず夫れ忠誠身を持し謹慎法を守るの良士羣民に至つては必ず皇化の惠澤に蒙ひ

其の子孫亦承く恩波に浴すべし爾等格て新政の宏謀を奉體して苟も違ふ所ある勿れ

(988)

第五章 大逆陰謀、南北朝問題

大逆。公判。死刑。恩典。

土佐の民幸徳傳次郎及其徒與二十餘人、陰に異圖を抱き、將に弑逆を以て皇威を冒さんとす。事露はれ、四十三年六月以降、逆徒悉く捕に就き、刑法第七十三条の罪名（天皇・太皇后・皇后・太子又は皇太孫に對し）を以て、大審院特別権限の豫審に付せらる。（裁判所構成法第五十條節錄「大審院は第一審に付裁判権を有す」）十一月九日豫審決定、之を同院特別刑事部の公判に付し、翌四十四年一月十八日、併死刑を宣告し、裁判茲に確定す。二十日、恩宥を以て其十二人の死一等を減し、無期懲役に處し、二十四日、傳次郎等を死刑す。

閣員の待罪。赦免。

逆徒の裁判確定の日、内閣總理大臣桂太郎、内務大臣平田東助、文部大臣小松原英太郎、農商務大臣大浦兼武の四人、各挙表して罪を闕下に待つ。太郎は、内閣の首班として、此無前的一大不祥事の責に任するなり。東助は、民政及警務の長官として、監督遺漏の責に任するなり。英太郎は、本件及次項教科書事件に關し、文教弛廢の責に任するなり。兼武は、其所管製材所より、偶々此逆徒を出したるの責に任するなり。越て二十日、恩命宥して四人者の罪を問はず、曰く「方今内外多事、卿等の其職を去るを允さず。宜しく益々奮勵して、相偕に國務に執掌せよ」と。四人恐懼、謹て命の辱きを拜す。

國史紛更の教科書。南北兩朝正閏問題。

文部省編纂小學校教科書中、建武中興以後の事を記し、南北兩朝五十餘年間の對立は、即ち皇統の抗争にして、兩朝の正閏、未だ輒く斷すへからずと爲し、敍説頗る古來の史實と相差ふ。事終に教育及政治兩界の問題と爲り、大に天下の

物論を起す。現任文部大臣の罪を闕下に待ちたるは、本件亦實に其一因を爲す。政府は世論に鑑み、後日教科書を改訂し、國史の正に復したり。

大詔渙發。内帑恩賜。施藥救療。濟生會設立。

四十四年二月十一日、大詔渙發、懇に黎民を誠め、之をして其歸向を謬ることなからしめ、又深く窮民を惑み、特に内帑を割きて、濟生の道を弘む。左に其大詔を掲ぐ。(此大詔は、親しく之を首相桂太郎に賜む。)

朕惟ふに世局の大勢に隨ひ國運の伸張を要すること方に急にして經濟の状況漸に革まり人心動もすれば其の歸向を謬らむとす政を爲す者宜く深く此に鑒み倍々憂勤して業を勧め教を教くし以て健全の發達を遂げしむへし若夫れ無告の窮民にして醫藥給せず天壽を終ること能はさるは朕か最も慄念して措かさる所なり乃ち施藥救療以て濟生の道を弘めむとす茲に内帑の金を出し其の資に充てしむ卿克く朕か意を體し宜きに隨ひ之を措置し永く衆庶をして賴る所あらしめむことを期せよ

無限の恨事。閣員の責任。

大詔の一たひ下るや、政府俄に意を慈善に傾け、恩賜金一百五十萬圓を基本とし、新に恩賜財團濟生會を起し、連日都鄙の富豪を招きて醵金を促し、忽にして二千餘萬圓を得、之を財團に加へ、資て以て病院を創め、貧困者の施藥救療の事に従ひ、普く聖恩の洪大なるを天下に知らしむ。

を以て之を禁遏し、爾來最も嚴厲なる抑壓方針を定め、警察其旨を承けて之に莅み、其言動を注視し、其生活を迫害し、家に在れば則ち其門を警め、出れば則ち之に尾行し、全然其進止舉措の自由を奪ふ。今次の逆徒、皆な無政府主義を奉し、其思想極めて危険なりと雖も、當初單言論を以て之を鼓吹するに止り、必ずしも自ら之を實行せんとするの意あるにあらず。偶々警察の壓迫、益々此輩の反感を激成し、之をして自暴自棄、公然の論議を避けて、祕密の運動に移り、終に彼か如き大逆を陰謀するに至らしめたるものにして、閣臣の責任、此に於て益々逃るへからざるを見る。若し夫れ國定教科書所載の南北兩朝正閏記事、是れ直に國史の精髓を紛更し、數百年來涵養の忠孝道義を破却するものにして、其國家風教に大害あるや、敢て夫の無政府黨員の言動に譲らす。政府自ラスの如き教科書を編し、之を全國幾十萬の兒童に課し、以て修身德育の料に供するに至りては、其粗鄙失態も亦甚しと謂ふべく、其冥々の流毒、眞に寒心に堪へざるものあり。凡そ以上の二大事件、眞に閣臣連帶の責任にして、苟も臣子の分義を解する者、上至尊に畏れ、下國民に愧ち、必ずや裁然自ら疏決する所なかるへ

からず。底事そ僅に職守の二三閣臣、單り罪を闕下に待ち、然も引退の計を果さずして、却て聖明の恩宥に忸怩、恬として其職に留らんとは。是れ天下憂愛の士、齊しく慷慨痛憤したる所にして、後日終に發して帝國議會の重大問題となる。(議會編照)

第六章 政府・政友會の情意投合

附 兩院各派の形勢

難問重疊。首相の奇計。事前の總括的妥協策。
政府・政友會の提携。

桂内閣は、政友會と妥協を累ね、以て第二十五第二十六兩回議會を経過したりと雖も、人心既に此内閣に倦み、政友會亦漸次反抗の計に出てんとす。第二十七回議會直前の政友會大會、其總裁の慰撫に依り、姑く空漠の宣言を發するに止めたりと雖も、其多數の意向は、寧ろ政府反抗に存し、漸次其鋒鋩を磨く。首

相桂太郎、熟此趨勢に察し、妥協を三たびするの可ならざるを知ると雖も、政權を保維するの道、唯政友會の援助を藉るに在るを念ひ、爲に敢然之と相絶つの計を斷する能はす。況や從來の施設中、他の非難を招くへき失政頗る多く、戦兢自ら禁すべからざるものあり。若し條約改正に伴ふ遺算を指摘せられなは、(後章)屈讓の内情悉く暴露し、其結果、一般對外政策の遂行に阻礙を來さなん。若し韓國併合に伴ふ專斷を非難せられなは、自ら之に關する緊急勅令の運命を危くし、爲に或は朝鮮政策の根柢を覆へすに至らん。更に大逆事件に對する責任、儼として目前に横はり、若し此問題を以て堂々の清議を蒙らは、一言辯解の辭を有せずして、然も尙ほ懲々として多數黨と絶つ能はざる所以なり。多方熟慮、別種の手段を以て、新議會に立たんと欲し、縱横の奇智、忽ち奇策を得たり。謂へらく、議會個々の問題を以て、一々政友會と妥協を試むるか如きは、實に其煩累に堪へず。寧ろ如かんや之と交情を結び、事前に妥協の素地を作り、若くは妥協事案の發生を豫遇するの簡捷ならんにはと。四十四年一月二十

六日、太郎親ら往て政友會總裁西園寺公望に會し、總務松田正久、原敬二人之に陪す。太郎先づ世界の大勢を論し、帝國の地歩を説き、現下中外頗る多事にして、朝野政治家の責任、極めて重大なるに言及し、徐に進んで本題に入る。曰く『太郎無似を以て、誤て聖鑒を辱うし、叨りに補袞の重任に膺る。祇時局の極めて多難なるに省み、夙夜孜々として報效を圖り、至誠を披瀝して、之を邦家に捧げ、以て維新の宏謨を贊し、以て憲政の終美を濟さんことを志す。明公誠忠、方今比なく、其配下の政黨、宗旨穩健、勢力優秀、寔に以て天下の大事を託し、邦家の經綸を偕にするに足る。切に望む今より以降、貴黨と相携へ、協同一和、以て國運發展の大計を完うせんことを。今日來て其腹心を布く所以のもの、徒に個人の事案を捉へ、彼是妥協を試んとするにあらずして、衷心貴黨に信賴し、相結ひ相許し、共に偕に此非常の時局に處せんことを望むのみ。惟ふに明公の誠忠、貴黨の雅懷、必ずや我か微衷を諒とするを疑はず』と。説き去り説き來り、泣くか如く、訴ふるか如く、令色巧言、惻々人を動かす。冷靜の公望、終に其魅する所と爲り、即坐贊同の意を表し、政友會を率ゐて政府と結び、相偕に國事に勤勞

せんことを誓ふ。爾來政友會各機關の會議を経たる後、提携の是非を二十八日の議員總會に諮ふ。幹部は黨内の情勢に察し、異論必ずや紛起すへきを慮り、威嚇の態度を以て之に臨みたりと雖も、意外、黨員概ね利害に顧み、威嚇に怖れ、默々として幹部の命に服し、輒く提携の約束を容認し、俄に政府反抗の鋒銃を戢むるに至れり。政友會乃ち世上に揚言して謂へらく「今や桂侯、我黨に信頼し、來て協同一和を求む。是れ非政黨超然主義の衰亡にして、我國憲政の前途、愈々廓如たるものあらん。我黨と政府と情意既に投合す、祇當に誠意を披き、最善の手段を擇ひ、最善の方途に進み、協同一和以て憲政の美果を收むへきのみ、何そ必ずしも議會問題に關して、一々妥協と謂はんや」云々。

提携會宴 情意投合。

政府・政友會提携の約爰に成る其翌二十九日、閣僚全員の名を以て、政友會所屬兩院議員を招き、盛大の宴を張る。首相太郎・總裁公望、共に兩者の提携を以て、情意の投合なりと爲し、所謂「情意投合」の四字、是より特殊の意義を政界に爲す。

尋て閣僚は、中央俱樂部所屬議員及貴族院各派幹部員等を招待し、交々政友會と情意投合の顛末を披陳し、今後の聲援を要望する所ありたり。左に政友會所屬議員招待會席上に於ける兩首領の演説を掲ぐ。

内閣總理大臣桂太郎の演説 本日總裁閣下井諸君の來臨を乞ひたるは單に歎を共にせんか爲に非す又議會の問題等に對して互に協定せんとするか爲にも非す維新以來既に四十四年、憲法實施後二十餘年、此間國運の發達思想の變遷洵に著しきものあり今や諸政を改善し東洋の平和を維持せざるへからざるの時に當り苟も國家を思ふ者は其朝に在ると野に在るとを問はず協心同力、國運の發展を以て其一大要義と爲さるへからず貴黨の穩健なる政見を以て國家に貢獻せらるゝは余輩の夙に認むる所にして又常に其協力に待つもの多し今や朝野處を異にするも既に國家の爲に執るへき施政及方針に於て其揆を一にする所あり情意相投合し協同一致して以て憲政の美果を收むることは是れ余輩の切望して已まさる所にして又貴黨の意も此に外ならることは信して疑はざる所なり終りに臨みて貴黨の益健全なる發達を爲し國家の爲に努力せられんことを祈る

政友會總裁西園寺公望の答辭 首相閣下の演説は余をして甚だ感動せしめたり内政を改善し東洋の平和を維持し百揆多端の時に當り國家を負擔する者其力を一にせざるへからざるは閣下と余と宿昔相誓ふ所にして意思の吻合する所

なり又閣下は政友會か國民を代表して諸政に貢獻せんとする希望目的地位を認め相依り相輔けて國務を舉けんことを宣言せらる此に至りて閣下と政友會とは情意相投合するものにして此の如くにして協同一致し憲政有終の美を済すを得んことは亦余が政友會を統率するの志望なりとす余は深く閣下の識度博大にして政治の進歩に一轉機を與へられたるに嘆服す

國民黨の政府反対。

久しきに彌りて紛擾を重ね、纔に成立を告げたる立憲國民黨、其黨内尙ほ幾多の異分子を包み、自ら一和を得る能はずと雖も、幸に破綻著しく外に形はれず、能く歩調を一にして、政局に處することを得たり。此黨は併韓處分の專斷、條約改正の失敗、海軍補充の姑息、財政整理の放慢、鐵道廣軌計畫の杜撰等を非議し、此論題を以て第二十七回議會に終始す。初め政友會と相結ひ、桂内閣に對抗するの計を立て、兩々策應、協議進捗したりと雖も、政府政友會情意投合するに及んて、兩黨連衡の計終に頓挫す。舊又新會の殘徒亦別に一旗幟を掲げんとし、少しく畫策する所ありたりと雖も、事終に行はれす。但此徒は常に國民

黨と歩調を一にし、敢然政府反抗の態度を取る。

中央俱樂部の政府謳歌。

中央俱樂部は、初より政府與黨として立ち、其對議會宣言、政府の施設を謳歌して餘すなし。政府曾て俱樂部員を招き、政友會と情意投合の顛末を披示したる際、其部員の答辭に曰く「政友會は個人主義を執り、二大政黨對立を理想するも、吾曹は國家主義を執り、三派鼎立を以て、政機運用の妙趣と認む。吾曹從來毀譽褒貶を度外に措き、現政府を援けたる所以のもの、一に政府と主義政見を同うするに存し、決して妥協又は情意投合を以て、一時を彌縫するの類にあらず。將來永く此主義を持し、敢て或は渝ることなきを誓ふ」と。乃ち此俱樂部は、依然政府の直系を以て自ら居るものにして、其言ふ所、稍、妬媢爭寵の感なきにあらずと雖も、主義政見を妥協又は情意投合の上位に置きたるの一事、政友會の辯明に比し、稍、勝る所あるに似たり。

貴族院令中改正。被選議員總改選。

四十四年六月より七月に亘り、(第二十七回)貴族院伯子男爵議員及多額納稅議員を改選す、之を立憲以後第四次の總改選と爲す。是より先き第一次桂内閣の時、第二十一回議會貴族院の議決を経て、貴族院令中に改正を加へ、三爵被選議員の數は、通して百四十三人以内とし、各爵の總數に按分して、其選出議員數を定め、(政府の原案は、毎爵各議員數を以て、此の如く改む。)有勳有識勅任議員の數を百二十五人以内とし、三十八年三月之を發布す。新令未だ一たひも總改選に用うるに及ばずして、第二次桂内閣は、再び之を改正案を第二十五回議會貴族院に提出し、三爵被選議員の數は、伯爵十七人以内、子爵七十人以内、男爵六十三人以内と限定し、同院の議決を經、四十二年四月之を發布し、今次の總改選より之を實施す。改選の結果、三爵議員は概ね前任者の再選を見、多額納稅議員は、概ね其人を更ふ。

貴族院各級議員の配屬及各派の形勢。

由來桂内閣は、比較的多數の同志議員を貴族院に有す。就任以來、衆議院の政黨を操縦する術を以て、銳意其勢力を貴族院に扶植し、益根柢を培ひ、今次總改選の結果、其勢力依然として衰ふる所なく、寧ろ一層有利の情形を呈す。請ふ此機に會し、少しく貴族院各級議員の配屬及各派の形勢を説かん。

△子爵議員。研究會。選舉母體尙友會。談話會の起併。

有爵被選議員中、子爵議員の數最も多く、其二三人を除くの外、悉く研究會に屬す。研究會は、子爵議員を以て其中堅とし、若干の男爵議員、官選議員及多額納稅議員を包括し、最も有力なる團體にして、概ね時の政府に迎合し、特に桂内閣と善し。研究會の子爵議員選舉母體に尙友會あり、研究會と脈絡共通し、其幹部は頗る強大の權力を握り、議員候補者の銓衡、一に其獨斷に決す。凡そ子爵級の華族たる者、身を尙友會に置き、其幹部の一顧を惹くにあらされは、終に議員に當選する能はす。此を以て少しく政界に意ある者、争うて尙友會に加盟し、爲に益其議員團研究會の隆昌に資す。同爵華族中、密に尙友會の專横を憤

る者、多年獨立の計を盡し、終に四十二年二月を以て、別に一團を結び、名けて華族談話會と曰ひ、漸次尙友會の領域を蠶食す。概するに談話會所屬の子爵は、前内閣系に屬する者にして、即ち尙友・談話兩會の分立は、實に桂・西園寺兩系の對抗なり。其間、敵黨に内應する者あり、領袖にして一朝俄に除名の處分を蒙るあり、兩會の内部頗る紛擾す。既にして談話會は、漸次會員の數を増し、略々尙友會と互角の勢を保つを得たりと雖も、會員中、其政黨色彩の日に鮮明を加ふるを忌み、相踵て盟を脱し、會運大に衰ふ。爾來議員の補闕選舉を行ふ毎に、總て尙友會の勝利に歸し、四十四年の總改選、談話會は幾と一人の議員たも得る能はず。爲に翌年に及んて、談話會自ら解體したり。

△男爵議員。木曜會。清交俱樂部。選舉母體二七會。軍人議員の增加。

子爵議員に亞き、其數の多きものを男爵議員と爲す。男爵議員は、各派に分屬し、其色彩亦自ら區々に涉る。其少しく前内閣系の色彩を帶ぶる者は、他の同志と共に木曜會に據り、往々にして桂内閣に反抗の態度を示す。閣裡の策士、陰に之か攪亂を試み、併せて其選舉母體二七會に及ぶ。四十四年二月中、木曜

會所屬議員十數名、突如其會を脱し、別に清交俱樂部を組織し、他の同志と共に、桂内閣援護の任に當る。尋て四十四年總改選の結果、木曜會の勢力著しく衰え、同時に多數軍人華族の選に當るを見る。爾來幾變遷の後、木曜會及之に系統する諸會、皆な自ら解體し、而して其所屬會員は、散して既成の各派に投し、若くは茫然として黨派の外に立ち、其向背區々一ならず。

△伯爵議員。扶桑會。辛亥俱樂部。選舉母體の紛擾。

伯爵級の華族は、主義好尙の異同を問はずして、一に同志會の名の下に結合し、以て同級議員の選舉母體と爲し、而して其當選議員は、合して一團を作り、扶桑會と云ひ、次て辛亥俱樂部と云ひ、屢々其名を更ふ。所屬議員中、現閣系あり、前閣系あり、其勢力亦時に一消一長す。今次改選期の迫るに及んて、政府の策士、乘して以て其選舉母體の攪亂を企て、四十三年六月中、現閣に黨する者相踵て脱退し、同志非同志兩派の抗争頗る激烈にして、紛擾久しきに彌り、其間往々怪報を傳ふ。四十四年の總改選に於て、其選に當りたる者は、概ね非同志派にして、其政治色彩は桂系を帶び、前閣系の勢力はより大に衰ふ。

△官選議員。幸俱樂部(茶話會及無所屬團)。

官選議員(議員なるもの)は偏く各派に分布すと雖も、其大半は茶話會及無所屬團の二團に所屬す。二團は、少しく其成立の歴史を異にし、爲に各別種の名號を保つと雖も、其内部全然融會し、相聯合して幸俱樂部と稱し、常に一致の行動を取る。幸俱樂部は、多數の官選議員を以て中堅とし、男爵議員の多数と、若干の多額納稅議員とを之に加へ、以て雄大的勢を形成し、而して其政系は藩閥官僚に屬し、桂内閣の有力なる藩屏たり。夫の研究會は子爵議員を網羅し、幸俱樂部は官選議員及男爵議員に基盤す。兩派は實に貴族院の二大政黨にして、從來時ありては歩趨を異にしたりと雖も、桂内閣時代に及んて、渾然一和、相偕に政府援護に任す。桂内閣の貴族院に於ける地歩鞏固なる所以のもの、實に此二大藩屏の存するに由る。

△交友俱樂部。土曜會。

官選議員にして、前内閣系に屬する者は、同志の有爵議員及多額納稅議員等と共に、木曜會の下に結合し、若くは其會の外に立ち、衆議院の政友會と遙に相呼

應し、以て桂内閣反對の地位に立ちたりと雖も、其勢甚た振はす。後年其政系の同志、相集りて交友俱樂部を作り、依然前來の態度を保持す、蓋し貴族院内に於て、政黨色彩の最も鮮明なるものなり。外に土曜會なる一團あり、雜駁の議員を以て之を組織し、會員概ね議論を好み、常に時の政府に不平を鳴らし、強硬にして御し易からず。爲に閥族策士の辣腕を以てするも、終に之を攪亂するに由なく、會員をして依然高談を縱にせしむ。

△皇族議員。公侯爵議員。多額納稅議員。純無所屬議員。

皇族議員及公侯爵議員は、後者の二三を除くの外、悉く黨派の外に超越し、政争と全然相關せず。之を外にして各級議員中、黨派に加盟せざる者若干を算へ、之を呼んで純無所屬と稱し、其數や極めて鮮し。若し夫れ多額納稅議員は、各派に分屬し、其勢力極めて微弱にして、人幾と其存在を認むるなし。

△議員の所屬別。

右被選議員總改選後、初次召集の第二十八回議會(四十四年十一月召集)初頭に於ける各派所屬議員の數を舉くれば、研究會百六人、茶話會六十二人、無所屬團六十六人

木曜會十人、土曜會三十人、扶桑會六人（扶桑會は後に辛亥俱部と改稱す）にして、外に皇族議員十四人、皇族以外の純無所屬議員八十六人を算ぶ。衆議院の政友會と政系を同うする交友俱樂部は、爾後の結成に係り、其所屬議員約三十人を算ぶ。

第七章 第一十七回 帝國議會

(四十三年十二月二十日召集) (四十四年三月二十一日閉會)

（各種彈劾案）非政府黨の屏息）

四十四年度豫算、緊縮方針、新規施設、妥協々贊。

桂内閣は、曩者公債を整理し、尋て税制を整理し、順次之か議案を前々期及前期議會に提出して、其協賛を受け、著々之を實政に施し、當期議會劈頭、首相其成績の良好なるを報告す。政府は依然歲計緊縮の方針を執り、公債募集を避け、通常歲入を以て財政を安排せんことを期す。四十四年度總豫算に計上する歲入歲出は、共に五億五千二百餘萬圓にして、前年度豫算に比し、出入共に千七百七十餘萬圓を増す。當年度豫算の重要事項を舉くれば、列國製艦方針の變更

に伴ひ、海軍補充計畫を改定したこと、去年異常の水害に鑑み、國庫地方費相待て、治水事業を速成すること、東京馬關間の鐵道を廣軌に改め、並に輕便鐵道の建設を獎勵すること、新領土朝鮮開發の爲、必要なる百般施設を行ひ、特別會計を以て之を整理すること、產業啓發及國力增進の爲、製鐵所擴張及蠶種統一等の事業を企畫すること等是なり。

開會之初、政友會は豫算に據りて政府に反抗するの方針を定め、其鋒鋩頗る銳し。同會所屬豫算委員は、政府が前期議會に對する公約に背きて、所得稅法案を提出せざるの不信を詰り、之か提出を促し、所得稅輕減の爲に生ずべき歲入の缺陷約四百五十萬圓は、經費節減を以て之を補はんとし、此趣旨を以て諸般の修正を施し、又特別會計豫算に於て、鐵道廣軌計畫を否認するの内議を定む。偶情意投合の恠事、突兀として起り、乃ち俄に政府と妥協し、終に所得稅法の問題を湮晦に付し、豫算に對する修正は、概ね原案の舊に復し、其削減を僅に二項、三十二萬餘圓に止め、鐵道廣軌計畫は、延期の名目を以て之を否決し、而して衆議院の委員會は、總て政友會の意見を探り、添ふるに二十餘件の希望及警告の

決議を以てす。之を本會に移すに及んて、國民黨は以て政府當初の言明と相反するものと爲し、之を政府に返戻するの議を唱へ、舊又新會の殘徒、相和して豫算修正を力説したりと雖も、諸説一も成立する所なく、院議總て委員會の報告を可決し、貴族院の議決亦之に同し。若し夫れ税法問題に關し、國民黨及舊樂部亦所得稅法改正の必要を認め、當初之が提案を政府に促すの議を決したると雖も、中道形勢の變、政府黨は總て政府の計畫を默聽し、而して院議直に非政府黨提出の税法各案を否決したり。

閣員問責決議案(大逆事件及南北朝問題)

大逆陰謀事件、及南北兩朝正閏に關する教科書事件は、果然當期議會の問題と爲る。大逆事件に關しては、政府終に辯疏の辭なく、恐懼して空しく屏息せり。教科書事件に關する言議は、端を衆議院一議員の質問書提出に發す。政府は百方之か鎮壓に力め、巧に提出議員を誘拐し、之をして質問書を撤回せしめ、而

して當該議員は、突如其職を辭して議院を去る。國民黨は深く此兩事件に憤り、視て以て國體上及風教上、容すへからざるの重大失態と爲し、峻嚴なる長編の決議案を提出し、以て閣臣を糾弾せんと試みたり。衆議院は此決議案を取りて祕密會の議に付し、九十三對二百一を以て之を否決す。祕密會の言議は、法規之を公刊することを許さず。乃ち姑く決議案全文を左に掲ぐ。

恭く惟るに我大日本帝國たる肇建極めて遠く載史の久しき世界に多く類例を看す是を以て時に治亂なきに非すと雖皇室に對し奉り未だ嘗て大不謹を犯したる者あらず是れ列聖覆育の皇澤深く民心に信孚するに由りてなり況や今上陛下登極以來宵衣旰食大政を親らし民を視たまふこと赤子の如く撫愛至らせられる所なり。唯其れ悖逆彼が如き狂豎を出したるは閣臣亦責を逃るを得ず彼や閣臣陛下の政府に坐し大政の輔弼に任しながら悖逆の企を未萌に杜絶する能はず遂に刑獄を起すの已むを得ざるに至りたる是れ身閣臣として陛下の朝に立つ者の自ら安

むする所なる敗員閣臣等は國民中少しく説教の理説を講する者を諸れは直にして君國を危くするものと爲し威迫脅壓至らざる所あらず終に驅りて彼か如き狂舉を激成せしむるに至りたり是れ亦其の身閣臣として陛下の朝に立つ者の罪責共に滅すと爲し謂々として自得の情を掩はす是れ人臣たる者の君主に奉對するの道と爲す敗將た大臣たる者の輔弼に任する所以と爲す敗獨り是のみならざるなり國民教育なるものは立國の要義に合し國民の國民たる志操精神を涵養するものならざるへからず然るに政府が國定教科書の一として昨年四月より普く全國の小學に課したる日本歴史に於て皇祖の神誓と皇室典範とを藐視し赫々たる天朝神器の在る所を問はず萬世一系の皇祚に對し奉り敢て謫に正間なしとの妄説を容る斯の如きは蚩々たる間巷の小民と雖未だ嘗て夢想にたに上せざる所なり而して政府は公然之を國定教科書に錄載し之を全國に布行して忌憚する所あらず顧ふに二國の人心は是より歸向を失ひ同時に權益口に藉するの大端を微啓せむ閣臣其れ何の辭ありて此の罪を遁れむとする敗帝國憲法第五十五條を按するに曰く國務大臣は天皇を輔弼し其の責に任すと聞臣今や輔弼の道を失ふこと斯の如し宜く自ら處決して元首に奉對するの責任を明にすへし。

條約改正屈讓の論議

當期議會々期中、各國通商條約改正事業、尙ほ交渉中に屬し、而して帝國政府屈讓の内情、略外間に漏る。就中日米條約に於て、帝國政府自ら労働者の渡米禁止を聲明し、以て僅に之に關する現約條項削除の承認を得たるか如き、又日英條約に於て、前來の主張を一擲し、極めて不利不對等の協定税率を設けんと企てたるか如き、共に屈讓の著大なるものなり。(後章) (後章) 非政府黨は、政府の漫に對等條約締結を口にし、實績の之と相反するを詰り、乃ち一決議案を提出し、政府の責任を問ふの詭謀なりと爲す。政友會は、此問題を以て政府を惱ますを欲せず、院議終に一舉決議案を否決したり。若し夫れ日英條約は、當時尙ほ兩國全權の調印を了へずして、其内容未だ詳ならざるを以て、明に之を決議案中に加ふることなしと雖も、彈劾の言議、微に税率協定の屈讓に及ぶ。政府は依然前來の主張を執り、毫も渝らざることを言明したりと雖も、焉そ知らん此言明を敢

てしたるの時は、即ち税率協定の議既に全く熟し、唯、兩國全權の調印を餘すの時にして、是れ亦衆議院前日の決議案に所謂虚言を弄して、以て自家の失態を掩ふの詭謀ならんとは。

併韓關聯緊急勅令事後承諾。朝鮮總督委任立法令。

政府は、併韓の壯圖を斷するに當り、十有二件の緊急勅令を發し、以て一切の行法及財政を處理し、茲に之を當期議會に提出して、事後承諾を要求す。謂ふ「併韓の事、最も急施且機密を要し、若し一たひ其措置を謬らば、變或は不測に生ずることなきを保せず。乃ち此變則手段を取り、以て過渡時代の機宜を制す」と。非政府黨は、以て故らに帝國議會を藐視したる不當の措置と爲し、大に其匪違を詰り、將に緊急勅令全部否認の舉に出てんとす。政府黨亦政府の措置に懼焉たりと雖も、大要能く機宜を得たるに庶幾しと爲し、手段の變則と條項の不備とを寛恕し、總て右緊急勅令を承諾し、以て政府の責任を解除せんとす。但、此等勅令中、朝鮮總督委任立法の件たる、單に漠然立法權委任の事を規定す。

るに止り、毫も爲不爲の法律條項を具へす。各派皆な以て憲法の條理に戻るものと爲し、院議乃ち別に委任立法の法律案(勅令と同文)を可決して、正式立法を行ひ、而して他の勅令十一件は、總て事後承諾を與ふ。朝鮮總督委任立法令は、夫の臺灣總督委任立法令と其規定及性質を同うし、總督の發する命令を名けて制令と云ふ。(併合の概要は韓國)時適臺灣總督委任立法令の有效期將に盡くるに垂んとし、議會は更に五年間延期の政府提出案に協賛を與ふ。(立法令に有效期の制限を置かず)

鐵道港灣積極經營の議、政友會の隆運。

前期議會中、政友會は鐵道速成及港灣改良の兩建議案を提出し、共に衆議院の可決を經たり。曰ふ「全國必要の鐵道を敷設し、既成鐵道に十分の改良を加へ、又主要の港灣は、政府之が設備を完成し、其他の港灣に對しても、相當の經費を補給して、速に改良を圖るへし」と。此建議案の一たひ可決せらるゝや、更に鐵道及港灣を指定して、之か速成の建議案を提出し、院議概ね之を可決す。今期

議會に入るに及んて、建議の手段を以て迂遠と爲し、敷設鐵道線路を指定せる法律案七件を提出し、院議悉く之を可決し、其他鐵道速成及港灣改良の建議案二十餘件を可決し、又同種の請願多數を採擇したり。是れ皆な政友會所屬議員の提出又は紹介する所に係り、他派の提議は悉く之を否決す。若し此等の議決を一々實際に行はんとせば、爲に國費億萬を投するも、尙ほ其足らざるを恐る。然かも政友會は、必ずしも悉く其議決の實現を望むにあらず、唯依て以て地方選舉區民の意を迎へ、黨勢擴張の用に供するのみ。貴族院、其心事を陋とし、法律案全部を否決し、一線の鐵道を敷設するを拒む。政友會毫も之に顧慮せず、次期議會以降、續々同種の建議案を提出し、院議之を可決し、偏に黨勢を擴張せんことを始め、而して地方敦朴の民、幸に政友會の援助に頼り、我か地方の開發繁榮を圖らんことを期し、四方相率ゐて之に加盟し、益々其黨運の隆昌に資したり。

第八章 對外交涉事案

米清排日傾向、日英同盟改締

清國の利權回復論。日貨排斥。交涉事案頻出。

日露交戰の結果、清國は、其嘗て露國に許したる遼東半島租借權及南滿洲鐵道經營權を以て、之を我か帝國に許したりと雖も、新規の要求は、努めて之を拒み、却て俄に利權回復論なるものを唱へ、問々我か既得の權利を犯さんとす。蓋し戰後帝國の隆運を忌み、其或は滿洲侵蝕の異圖を抱くかを猜疑したるに出つ。此を以て幾多の交涉事案を生し、清國政府、故らに之か解決を遷延し、或は之を海牙の仲裁々判に付するの議を提し、民間の商賈等、速に相結んで日貨排斥を企て、官憲の利權回復論之を煽し、排貨の運動、爲に益々熾烈に赴き、彼我の感情大に疎隔し、國交屢々危殆に瀕す。然れども日を経るに及んて、清國の當路、漸次自ら覺醒し、四十二年の交、諸案概ね解決を告げ、僅に二三の小問題を剩すのみ。

爾來幾多の問題を滿洲方面に生したりと雖も、概ね兩國の諒承を以て、順次之を解決し、著しき紛議を見るに至らす。

安奉鐵道改築問題。

日清兩國交渉事案中、事態の較^ハ重大なるものは、安奉鐵道改築問題即ち是なり。是より先き日露交戦の際、帝國は、安東縣奉天間に輕便鐵道を敷き、之を軍用に供し、戰後の北京條約を以て、該鐵道を各國の商工業用に改め、之を繼續經營するの承諾を得たり。(六條約第) 帝國政府は、其軌道及線路に若干の變更を加へ、以て條約の趣旨を實行せんと欲し、四十二年中、之を清國政府に交渉す。清國政府之か變更を拒み、且つ其沿線の我か守備隊及警察權の撤去を要求す。帝國政府以て不當と爲し、其要求を拒むと共に、前來の要求を支持し、交渉累月に及び、八月六日、最後の通牒を發し、自由行動を取ることを宣言し、即夜當該職司に對し、直に全線起工の命を下す。清廷狼狽、翌日俄に軌道及線路の變更を諾し、兩國各委員を擧げて變更條項を商議するの議を提す。帝國政府は、委員の商

議を以て無用と爲し、斷然之を斥く。清廷終に屈し、一に我か提議を容れ十九日を以て覺書に調印し、我は直に工事を開始し、彼は沿道地方官に命し、工事施行に諸般の便宜を與ふることを約し、事案爰に始めて局を結ぶ。

日清滿洲協約、間島協約。

日清兩國政府は、滿洲に於て相互關係を有する事項を明確に議定し、將來の誤解を防き、以て兩國善隣の關係を益々鞏固ならしめんことを希望し、四十二年九月四日、一協約を結び、滿洲各鐵道の施設を協定し、清國政府は、撫順及煙臺炭礦の採掘に關し、帝國の專權を承認し、其他の鐵道沿線の礦務は、兩國の合辦と爲すことを定めたり。

右滿洲に關する日清協約を締結したる同日、兩國政府は、別に間島に關する協約を締結したり。滿韓兩地の境界に位し、間島と名くる地域あり。幅員甚た廣きにあらずと雖も、地味頗る膏腴にして、前來清韓の人民、自由に其地に移住し、耕耘に從ひ、而して其所屬國籍甚た明ならず。帝國政府は、認めて以て韓領

と爲し、曩者日韓協約締結後、統監府支署を其地に置く。清國政府以て肆に他の領域を侵すものと爲し、之か撤退を迫り、我は之に抗議し、交渉年餘に彌りて決せず。既にして兩國政府交歩を譲り、茲に間島に關する協約を締結し、以て紛議の因を一掃す。即ち兩國政府は、圖們江を以て清韓兩國の國境と爲すことを確認し、間島は清國の所領なる義を明にし、帝國は統監府支署を撤退すると共に、間島に領事館を置き、清國は間島中の數地を外人の居住及貿易の爲に開き、圖們江北の墾地に韓民の居住を承認し、其所有權を保護し、一切の行政處分、凡て清民を待つと等うし、清國の司法權を居住韓民に及ぼすも、帝國官憲は自由に其裁判に關與することを得るの制を定む。

日露協約補成。兩國親善。

曩者西園寺内閣の下四十年八月、露國と協約を結び、清國の獨立及領土保全並機會均等主義の支持等を約す。(前編既記)茲に現内閣は、前約の主義を誠實に維持し、且つ其效果を擴張するの趣旨を以て、四十三年七月四日、再び協約を累ね、滿

洲に於ける各自鐵道の改善、該鐵道の聯絡業務整理の爲、相互に友好的協力を與へ、且つ其目的の遂行に有害なる一切の競争を爲さることを約し、兩國又は兩國と清國との條約に基く滿洲の現状を維持し、若し現状を侵迫すべき事件の發生する時は、兩國は之に應ずべき措置を協定せんか爲に、隨時商議することを約す。是れ前約の主旨を補成したるものにして、敢て新定の意義あるにあらず。爾餘未了の懸案、亦四十年より四十四年の交に及んで、幾と全部解決を告ぐ。戰時中帝國官憲の行爲に基因する損害賠償問題、商船及病院船の拿捕問題、旅順の土地建物處分問題、是れ皆な未了に屬したるも、兩國は努めて法律上の辯論を避け、偏に和衷妥協の誠意を以て交渉を進め、互讓の間に問題を一掃することを得たり。兩國の交情、是より益々厚し。

日米太平洋覺書。

日米兩國政府は、太平洋方面に於ける重要な島嶼の領有に關し、其共通の目的政策及旨意を文書に表明し、以て兩國の友好を鞏固にし、以て大局の平和を

維持せんことを期し、四十一年十一月三十日を以て、一通の覺書を交換したり。曰く、太平洋に於ける兩國商業の自由平穏なる發達を獎勵するは兩國政府の希望とす。曰く、兩國政府の政策、何等侵略的傾向に制せらるゝことなく、太平洋方面に於ける現狀維持、清國に於ける商工業の機會均等主義の擁護を目的とす。曰く、兩國政府は、互に太平洋方面に於ける各所領を尊重する強固なる決意を有す。曰く、兩國政府は、其權内に屬する一切の平和手段に依り、清國の獨立及領土保全、並に同國に於ける列國の商工業に對する機會均等主義を支持し、以て列國の共通利益を保存するの決意を有す。曰く、現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生する時は、兩國政府は、其有益と認むる措置に關し協商を遂げんか爲に、相互に意見を交換すへしと。覺書中、清國に關するものは、夫の前年西園寺内閣の締結したる日佛及日露の協約と其趣旨を同うす。當時移民の紛議、其他の事由に依り、日米兩國の意思、轉釋然たらざるものあり。乃ち此覺書を交換し、外交上の辭令を以て、姑く國交を保維す。

米國の排日氣勢。學童追放。暴行頻々。帝國の對策、 移民渡米禁止及滿韓集中策。爾後の日米關係。

北米加州の官民、將た何の感する所ぞ、日露戰後、俄に我か帝國を忌み、當年互市強要の國、敢て鎖攘の主義を以て、之を我か邦人に擬せんとす。事は三十九年十月、加州議會の決議を以て、桑港小學校在學の本邦兒童を追放したるに始り、我に在りては西園寺内閣の時代に係る。帝國官憲は、極力其條約違反の匪違大統領屢々教書を下して、不逞を諒めたりと雖も、加州官民、毫も之に反省せざるを爭ひ、直に抗議を提し、米國中央政府之を諒とし、百方善後の處理に努め、のみならず、却て益々匪違を企て、交々在留邦人を迫害し、亡狀至らざる所なし。米國政府は、事の曲直を司法部の判決に待たんとし、一たび訴訟を提起したりと雖も、中道俄に帝國政府と協議し、移民制限の方法を以て、學童問題と交換するの案を立て、四十年二月中、帝國政府は、労働者の渡米を制限することを聲明し、米國議會兩院は、日本労働者の布咲より米國本土に轉航するを禁止するの法

律を可決し、此條件の下に、僅に加州官民の排日氣勢を緩和することを得たり。加州及布哇在留の我が邦人は、此解決方法を以て、汚辱の甚しきものと爲し、交米國官民の處置を詰り、檄を祖國に飛はして、實情を披瀝し、利權救濟を哀訴して已ます。爾來再び兩國官民間に衝突を來し、桑港の市民、我が邦人を迫害すること益甚しく、塵舗を破壊し、貨物を委棄し、其暴戾遙に前度に超え、茲に日米兩國間、重要の國際問題を起す。帝國政府は、勇敢に我が利權を主張することを爲さずして、漫に兩國年來の友誼と、大統領の處理とを頼み、拱手して空しく成を待つ。其間、排日の氣勢益長し、延て英領加奈陀及晚香坡方面に及び、暴民蹶起して、頻々狼藉を逞うし、皆な移民禁航を以て辭と爲し、而して帝國官憲の措置、常に機宜を失し、内外同胞をして、眞に苦悶痛憤に堪へさらしむ。

米人の我が邦人を嫌忌するは、必ずしも單り人種異同の觀念に因るにあらずして、寧ろ主として勞働利害の相反するに出づ。曩者日本勞働者轉航禁止法の成立と、帝國政府の聲明とに依り、一時寧靜の狀を呈したりと雖も、再び排日の氣勢を昂進するに至りたるもの、直航日本勞働者の渡來、續々として常に絶えざるを以てなり。此に於て米國議會は、亞細亞勞働者上陸禁止の方策に依り、從來紛議の因を根絶せんことを期し、之か法案を委員會の審議に付す。之と相前後して、帝國の内閣更迭し、桂内閣新に成る。新内閣、亦本邦勞働者の渡米を禁止するにあらすんは、以て米人の排日思想を緩和するに足らざるを念ひ、又移民を遠隔の各地に散布するは、諸般の不便之に伴ふに顧み、乃ち今後北米の移民を禁止し、近く之を滿韓に集中するの政策を定め、以て米國との友誼を保維すると共に、北米方面に失ふ所、之を滿韓方面に收むる所あらんことを期す。唯少しく自國の體面に慮る所あり、乃ち米國議會委員會の決議に先立ち、帝國政府自ら進んで移民制限協約締結の議を提し、米國政府之に應し、夫の太平洋覺書交換の交協約容易に成るを告ぐ。(此協約は其存在を祕密に付し、帝國當任意を以て、労働者の渡米を制限したるに過ぎずと言明す。) 帝國政府は、此協約の規定を厲行し、絕對に労働者の渡米を禁止し、偏に對米關係の無事ならんことを祈り、在米邦人の多年扶植したる事業の基礎、爲に往々にして其破却する所と爲る。若し夫れ米人の排日思想は、爾來一進一退し、彼我の士商等、互に相來往し、意思疏通を圖り、又我か

皇親の往訪と爲り、彼の艦隊の寄港と爲り、交々友情を温め、救解復た勤めざるにあらすと雖も、輒く其效を收むること能はずして、明治より大正年代に亘り、彼我常に介然として相對す。

日英同盟改締

日英同盟協約は、曩に三十八年八月、一たび改締を加へ、現に有效期間の中に在り。兩締盟國は、締約以來、國際關係の變遷に顧み、時運に適應せんか爲に、再び之を改更を企て、四十四年七月十三日、倫敦に於て調印を了し、十五日之を發表す。新協約は、序文表示の目的及攻守同盟の實質に於て、前約と何の異なる所なく、唯帝國の韓國に於ける利益、及英國の印度に於ける利益に關する條項を削除し、又前約締結當時の過渡規定たる、日露戰爭に對する英國の中立條項を削除し、新たに仲裁々判條約に關する本約適用制限の一條を加へ、而して其有效期を十年と定む。仲裁々判條約の制限規定は、新協約中極めて重要なものなり。曰く「兩締盟國の一方か、第三國と總括的仲裁々判條約を締結したる場合

には、本條約は、該仲裁々判條約の有效に存續する限り、右第三國と交戦するの義務を前記締盟國に負はしむることなかることなむ」(四條約第4)と。曩者四十一年中、日米兩國間に仲裁々判條約を締結し、現に其存續中に屬し、英米兩國、亦本件同盟協約更改を機とし、新たに仲裁々判條約を締結す。故に同盟兩國中、若し不幸にして一朝米國と戰端を開くとするも、他方の同盟國は、協同交戦の義務を負ふことなし。

第九章 條約改正

(明治二年次)

條約改正準備、現約廢棄の通告、新約締結。

帝國と列國との間に現存する通商航海條約、其有效期將に盡きんとす。(四十一年七月十六日を以て盡き、唯佛墳二國との條約は、同年八月三日を以て其期とす。日米條約の終期に關しては、當該兩國の間に解釋を異にしたること、後に記する所の如し。)

此を以て帝國政府は、四十一年十月、條約改正準備委員會を設け、新條約調査の事に從ふ。政府の方針は、現行條約中の片務事項を除却し、一切の束縛を斷ち、

名實兩つながら對等の條約を結び、以て維新以來の宏謨を達成せんとするに存し、外務大臣小村壽太郎、之を第二十六回議會に掲言す。既にして現行條約の終期漸く迫るや、政府は四十三年七月十七日（八月四日）を以て、現約廢棄を締盟列國（米國を）に通告し、同時に新約案を提出して、茲に條約改正の談判を開始す。商議進行中、英米二國との談判に於て、意外の支障を生し、帝國政府の讓歩を以て、僅に其局を結び、他の列國との談判、亦概ね妥協を了し、期の如く改正條約を實施することを得たり。

關稅定率法改正。外人土地所有權許容。

政府は、條約改正に應せんか爲、關稅定率法改正案及外國人土地所有權許容に關する法律案を立て、之を第二十六回議會に提出す。

定税率を適用する能はず。政府は、改正條約を以て、税権の全部を回復し、片務の協定税率と廢除せんことを期し、乃ち茲に關稅定率法の全部を改め、以て新

條約實施の素地と爲さんとす。改正案は、國庫增收及產業保護の二方針に成り、各種稅目の間、往々にして賦課主義の統一を闘き、且つ少しく高率に失するの非難ありと雖も、議會は兩院協議會の議を経て、之に協賛したり。

す。從來本邦の制度、土地所有權を外人に與へすと雖も、今や民力發達、國勢健實、土地所有權を外人に與ふるも、爲に國土を攘奪せらるゝの虞なきこと萬々。乃ち茲に條約を改正するに當り、各國通有の義に倣はんと欲して此提案あり。案は相互主義の下に、外人に土地所有權を許すを本則とし、北海道・臺灣・樺太及國防上必要な地域を除外に置き、而して土地所有權を享有するを得へき外人の所屬國は、之を勅令の指定に譲る。議會は大體本案を可とし、唯兼併の弊を防かんか爲に、若干の制限を附して之を可決す。即ち帝國に於て土地所有權を享有するを得る外人は、帝國に住所又は居所を有するを要し、外國法人に在りては、帝國に於て法人たるの登記を受け、且つ土地所有に關して、内務大臣の許可を受くるを要す。

日英條約改正。關稅問題紛議。帝國の屈讓。

前項關稅定率法改正案の議事中外務大臣説明の一節に曰く「條約改正後の關稅は、國定稅率を適用するを本則とし、別に双務の協定稅率を設け、兩者併せて之を適用せんことを期す。稅率を協定する邦國及品目は其數極めて少く、夫の英國の如きは、固く自由貿易の政策を執り、爲に稅率を協定するの餘地なく、全然帝國の國定稅率を適用すへきものなり」と。議會は此言に信頼し、其法案に協賛を與へ、既に裁可及公布を了したり。英國商業家は、我が新定稅率の高度に失するを非難し、各地の商業會議所、相和して其聲を高うし、交々之か救濟を其國政府に請ひ、政府の調査機關、亦新定稅率を以て、彼我貿易に打撃を與ふるものと爲し、鋭意之か對策を求め、輿論亦大に勃興して、交々聲援を商業家に與へ、爲に或は將に同盟の基礎を撼かさんとす。我が國論亦大に政府の措置を非議し、皆な以て外交上重大の失態と爲す。此關稅問題の紛議は、自ら日英條約改正の談判を障碍し、進程爲に頗る艱む。交渉多時、終に數種の品目に對する無稅又は減稅を協定し、以て相互交讓の方式を踐みたりと雖も、焉そ知らん、帝國の減稅を諾したるものは、即ち國定率の最も高位に在る品目にして、而して英國の無稅を諾したるものは、即ち本來無稅の品目ならんとは。此條約及附屬稅表は、四十四年四月三日調印を了し、五月五日批准を交換し、翌六日之を公布す。次て同年七月十七日、現行條約失效と共に、直に改正條約を實施し、爾後十二年間其效力を有す。而して爾餘の各國改正條約は、概ね準を日英條約に取るものなり。

日米條約改正。移民問題障碍。帝國の屈讓。

日米現行條約の終期に關し、兩國政府の解釋に一年の遲速あり。交渉屢次、兩國政府は、時期に關する此問題を一擲し、現約廢棄の通告を爲さずして、直に新約締結の談判を開く。曩者帝國政府、労働者の渡米禁止を聲明して、米人の排日氣勢を殺くに努めたること、既に記する所の如し。今次の改約談判、米國政府は、帝國政府前日の聲明を諒とし、現行條約中、日本勞働者移住制限に關する條項の削除に同意し、同時に帝國政府は、公文を米國政府に寄せ、「労働者の合衆

國移住に關し、過去三年間實行し來りたる制限及取締を有效に維持する覺悟なり」と宣言し、且つ同一意義を含有する米國全權委員の來翰を承認す。即ち此條約は、自ら移民の自由を束縛して、僅に現約の制限條項を削除したるに止り、其實質に於て彼は何の異なる所あるなし。又關稅に關しては、追て別約を定むるに至る迄、現行條約の關稅規定を維持するの議定書を交換し、以て自國關稅定率法の法力を沮碍したり。此條約は、四十四年二月二十一日調印を了し、四月五日批准を交換し、即日之を公布し、七月十七日、前約に代りて其效力を發す。其有效期間を十二年と定めたるは、日英條約と同し。

爾餘列國條約改正。新約概觀。

英米兩國との條約改正經過上來記する所の如し。爾餘列國との改約談判、亦各進捗し、現行條約有效期間中に改正を卒へたるもの五國に及び、皆な現約終期の翌日より新約を實施し、當時尙ほ談判中に屬するものは、暫定の條約を以て、最惠國約款適用の便法に從ふ。之を概するに列國新條約は、大抵前條約の

規定を襲ひ、時世の進運に應して、若干の更正を加へたるものにして、皆な最惠國約款を具へ、概ね類似の規矩を存し、而して其有效年限及終期は、各約皆な其揆を同うす。政府の初め條約改正を企つるや、全然彼我對等の主義を實現せんことを期し、聲言頗る堂々たりと雖も、條約の表面、徒に對等を裝ひ、實質之に副はず、其所謂維新の宏謨に反するもの、往々にして是れあるを見る。

第十章 内閣崩壊

民心離畔。首相引退の發意。

桂内閣創立已來、既に三年を超え、帝國議會を累ねること三會期に迨ひ、民心漸く内閣を去り、更に新に財政の窮を告くるに會す。蓋し此内閣は、銳意財政を整理し、其成績の稍、觀るべきものあるに及んて、意滿ち氣弛み、徐々事業興復の方針を執り、爲に自ら前來の宿弊を誘發し、財政の前途、決して晏如たる能はさ

るものあり。首相桂太郎、熟民心の趨向に察し、又財政の情態に省み、乃ち姑く現職を去り、政權を政友會の總裁に付し、以て情意投合當時の默契を實にし、且つ以て他日の再舉に便せんと欲し、茲に斷然挂冠の意を決す。夫の無政府黨員大逆事件の際、閣員恐懼して罪を闕下に待ち、恩宥を蒙りて其位を保ち、又與黨の庇護に依り、幸に議會の彈劾を免る、ことを得たりと雖も、本件亦冥々の間に其良心を衝動し、自ら辭意發動の遠因を爲す。

諸般懸案處理。閣員總辭職。

桂内閣總辭職の内意は、略、第二十七回議會閉會の時に決し、爾來眼を刮して断行の機會を待つ。當時列國條約改正の事業尙ほ中道に屬し、政府は銳意交渉の功程を進め、現行條約終效當日、既に數國と改約を終り、爾餘の諸國に對しては、機宜の措置を取り、茲に事業の段落を劃す。更に貴族院被選議員の總改選を終り、恩賜財團濟生會を起し、又各般政務に對する行賞を了す。(四十四年四月二十一日、桂太郎公爵に、小村壽太郎侯爵に、寺内正毅伯爵に陞叙せらる。現任閣僚の大半、一齊に此光榮を助大浦兼武・珍田捨己・内田康哉等、各子爵に陞叙せらる。同年八月二十四日、平田東

に留意せよ。)此に於て八月二十五日の閣議席上、首先總辭職の議を提言し、閣僚皆な之に賛し、即時首相參闈して骸骨を乞ひ、幾くならすして第二次西園寺内閣の成立を見る。太郎の辭表を捧呈するや、貴族院議員の一部及中央俱樂部所屬議員等を招きて宴を張り、辭職の理由を説明して曰く『豫定の政綱、略実施を卒へ、偶々身神疲勞して、宿病再發の兆あり。乃ち此際を機として冠を掛け、以て民心を新にする所あらんとす』云々。

政紛救解の三策。歴代首相の特質。

往年第一次桂内閣の無前の長壽を保つことを得たるもの、主として政黨操縱の巧妙と、日露戰爭の發生とに因すること、曩に既に論議を經たり。其第二次内閣、亦政黨の後援に頼り、幸に閣運を維持し、而して其操縱の術に至りては、更に一層の巧妙を加ふるを見る。嘗試に之を論す、立法部と行政部と相軋り、政局全く否塞するに當り、歴代の首相、各々に處するの方略を異にし、皆な特殊の慣法を有す。山縣有朋は、議員を誘拐し、黨調を攪亂し、以て辛く形勢を覆へす。

伊藤博文は、詔勅を奏請し、局面を轉換し、以て幸に奇捷を收む。桂太郎は、政黨を操縱し之と妥協し、之と提携し、其所屬全員の援護を得、以て巧に難關を脱す。三人者、固より常に此手段に維れ専らなるにあらずと雖も、之を概觀すれば、略、如上三様の分類を爲すことを得へし。若し夫れ西園寺公望に至りては、身躬ら多數黨を率ゐ、爲に他黨と相交渉するの要あるを見すと雖も、時ありては他黨所屬議員誘拐の計に出てたり。其手段、果して孰れか巧、孰れか拙、人各其見所を異にす、今之を論せすして可なり。太郎や、個々議員を誘拐するを煩瑣と爲し、全黨を羅致して之と妥協を遂げ、更に個々問題毎に妥協するを迂遠と爲し、其慣用手段に一步を進め、多數黨と情意投合の怪劇を演し、總括的妥協の道を啓き、時に臨みて任意之を願使すること、猶ほ我か家奴の如く、候にして幾を見、微を察し、終に政權を宿敵に譲り、徐に閑散の地位に就く。其智、蓋し亦有朋・博文の二先輩に勝るものありと謂ふへきか。

第十二編 第二次西園寺内閣

(自四十四年八月三十日至大正元年十二月二十一日)

第一章 内閣更迭 附 政黨事情

西園寺内閣組織、閣員の配置異動及其色彩。

四十四年八月二十五日、桂内閣の總員、悉く辭表を捧ぐるや、直に勅使を湘南に派し、元老山縣有朋の意見を徵す。此日首相桂太郎、骸骨を乞ふに當り、侯爵西園寺公望を其後任に奏薦し、豫め此意を以て之を公望に通し、次て有朋の諮詢に奉對する所、亦公望に在り。越て二十八日、勅して公望を召し、内閣組織の大命を降す。公望謹て命を奉し、退て其徒原敬・松田正久等と議り、略々政綱を按し、閣員候補を定めて裁可を請ふ。皇上之を嘉納し、三十日を以て親任式を行ふ。新内閣の配置左の如し。

外務大臣(兼任) 伯爵林 原達雄 董敬
 内務大臣 大藏大臣 男爵石本新六
 陸軍大臣 海軍大臣 男爵齊藤實
 司法大臣 文部大臣 男爵松田正久
 農商務大臣 遺信大臣 伯爵牧野伸顯
 伯爵林 董
 長谷場純孝

外務大臣の兼任は、一時の措置にして、後十月十六日、駐米大使子爵内田康哉の歸朝を待て之に専任す。尋て翌四十五年四月二日、陸軍大臣石本新六、在職中に歿し、五日、陸軍中將男爵上原勇作を其後任に舉く。第二次西園寺内閣の閣員異動は、唯之に止る。蓋し今次の内閣更迭たる前年政府・政友會情意投合の餘勢に成り、爲に極めて平穏の間に政權を授受し、復た他時常套の陰謀暗鬭を

見るに至らす。新閣員中、政友會に籍する者は、公望・敬・正久・純孝の四人に過ぎずと雖も、陸海軍兩大臣以外の閣員、概ね常に政友會を憚ふ者にして、之を第一次西園寺内閣に比し、政黨色彩の稍濃厚を加ふるを見る。

戦後の財政情態。政針の轉換。

顧れば第一次西園寺内閣は、始めて日露戰後經營の衝に當り、其與黨政友會の援助を假り、連りに積極の計畫を立て、益々歲計を膨脹し、施て財政の窘迫を誘致し、然も其自ら立案したる豫算を實行する能はすして、屢々計畫を變更し、彌縫の策に窮して、終に引退の已むへからざるに至る。次て起りたる第二次桂内閣は、前來の財政紊亂を匡救せんことを期し、之か整理復た努めざるにあらずと雖も、其施設、徒に公債及稅制の整理に偏し、汎く政務の全般に亘り、根本刷新を加ふるの斷に出るなく、頗る國民の期待に負く。加之其内閣は、姑息の整理略々就るに安んし、漸次當初の緊縮方針を擲ち、整理の剩金を以て、之を不急の支途に充つるの計畫を立て、爲に再び財政紊亂の舊態に回らんとす。閣僚相駢

んて辭表を捧げたるは、要、財政の窮迫、實に其主因たり。茲に新立の第二次西園寺内閣は、深く財政の實情に鑑み、積極方針の弊を悟り、又強て此方針と相終始せんと欲するも、財源枯涸して、之を能くすへからざるに省み、乃ち鬱然として消極方針を執り、一切新事業を起すを避け、既定の事業も、努めて之を延期し、以て幸に財政の破綻を未然に沮遏せんとす。大藏大臣山本達雄、最も固く此説を執り、爾餘閣僚概ね之に賛すと雖も、事の細目に至りては、意見往々にして相睽離し、動もすれば輒ち其所管事業の爲に、多額の經費を要めんとす。豫算の編成期漸く迫るに及んて、海軍當局は、海軍充實の計畫を立て、總額約三億五千萬圓を投して、戰艦七隻、巡洋艦二隻、附屬艦艇若干を新造し、七箇年間に之を完成せんとし、陸軍當局亦之と相競ひ、朝鮮に二箇師團を新設するの計畫を立て、總額約五千萬圓を以て、七箇年間に之を完成せんとし、各之を豫算閣議に唱へ、其他各省の要求、亦頗る巨額の數に達す。大藏當局一に之を斥け、爲に閣僚の間、多少の衝突を見たりと雖も、廟議終に消極方針を容れ、軍備充實計畫は、當局之を撤し、又夫の多年の懸案たる鐵道廣軌改築計畫の如きも、姑く之を延期

し、日本大博覽會亦之を後年に譲るの議を決す。此時に當りて閣外の元老井上馨、深く財政の現狀を憂ひ、屢々實業家を集め、應時の策を講し、終に財政緊縮の意見を定め、之を首相に致し、勧説すること頗る切なり。累日紛糾の廟議、終に消極方針を決定するに至りたるもの、此勧説に負ふ所、蓋し鮮少ならざるなり。世論在野黨年來の主張、前に届して後に伸ふるものと爲す。

制度整理調査、功程遲々。

行政及財政の紊亂せる事實は、政府亦自ら之を認む。此を以て四十五年度豫算を編成するに當り、多年把持したる積極方針を擲ち、大に諸般の事業を緊縮すると共に、兩政を整理して、以て國務を疏通する所あらんと欲し、豫算の編成略成るの後、新に臨時制度整理調査局を設け、各省屬僚を以て其委員に充て、銳意調査の事に從ふ。其調査事項は、汎く政務の全般に涉り、行政組織より租稅制度に至る迄、悉く其裡に包容せざるはなし。但、奈何せん委員會の組織既に良からず、加ふるに根本整理の意思を闕くを以て、各省の委員、皆な頑強に其所

管を掩護し、枝葉の議論を交ゆるに汲々し、支障續出して、功程未だ進まさるの間、不幸にして國家の一大變故に遭ひ、次て内閣脆く崩潰し、爲に一も制度整理の實を擧くるなく、調査局の設置は、徒に政府に與ふるに民論防禦の掩屏を以てしたるに過ぎず。

新内閣と政友會。總裁の訓示。黨情。

政友會は、其總裁西園寺公望の重ねて内閣を組織するに當り、毫も之か協議に關らざりしこと、其前回組閣の時と異らず。立閣後數日、議員總會を開き、總裁公望臨席、組閣の事を報告し、自ら其決心を語り『既に病軀を驅て大命を拜す、唯至誠以て職に膺り、成敗を度外に措き、國家の爲に努力せんことを期す』と言ひ、懇に黨員の荒怠を諫め、之を激勵する所以頗る切なり。既にして第二十八回議會初頭の總會、對議會宣言を發し、其宣言中、單に『内は庶政の發展を圖り、外は國運の伸張を期す』と云ひ、又政府の制度調査を稱賛したるの外、目前の實地問題に關しては、默々として一辭を下さず。總裁は累ねて訓示を發し、曰ふ『會員

宜しく祖先傳統の清廉潔白の操志を持し、公平誠實以て事に當り、戮力協同して選良の責務を完うし、歐米列國をして、日本に此一大政黨あるを知らしめ、以て我國の信用を高むるに努めさるへからす』と。從來總裁の訓示、間々黨員操志の事に涉らざるにあらずと雖も、未た以て黨員の反省を惹くに足らず。今や祖先の遺徳を援き、以て之か資料と爲さるへからざるに至る。亦以て黨弊の浸潤と、總裁の苦心とを看取するに足る。

國民黨の政府反対。

國民黨は、前桂内閣秕政の一半を政友會援助の責に歸し、爲に此黨を基礎とする西園寺内閣に對し、頭尾反対の態度を取る。其對議會宣言、政府か翻然年來の主張を擲ち、手を制度調査に下したるを可とし、然も其成績の觀るへきなく、四十五年度豫算中、毫も釐革の實を擧げざるを指摘し、進て海軍充實の閑却、對支外交の失態を攻擊し、(對支問題に就て)且つ『我黨は、根本より行政財政を整理し、政務の統一を圖り、一方には煩苛の租稅を輕減して、產業の興隆に資し、他方、

國運の進歩に順應して、必要の經費を生出せんことを期す」と宣言したり。

中央俱樂部の政府反対。

第二十八回議會以降、中央俱樂部は、公然前閣々僚指導の下に立ち、財政官制・國防等に關する數條の決議を公にし、政府反対の旗幟を鮮明にす。其指導者大浦兼武演説中の一節に曰く「今の時は是れ國力を傾け、民心を一にし、以て殖産興業富國強兵の道を講するに急なり、何の暇ありてか區々地方の利害に拘泥し、國家の大事を以て、黨勢擴張の具に供することをせん。吾人は唯々應に赤心報效、前路の萬難を排して、素志を濟すに努力すべきのみ」云々。其地方利害を言ひ、又黨勢擴張を言ふは、是れ暗に政友會近年の行動を非議し、併せて其援護に頼る西園寺内閣を指彈するものなり。

第二章 第二十八回帝國議會

(四十四年十二月二十三日召集
四十五年三月二十五日閉會)

(緊縮豫算・稅制整理の公約)

衆議院議長補闕任命。

衆議院議長長谷場純孝、新に臺閣に列し、議長の任を辭し、政友會所屬山口縣選出議員大岡育造、其後任を拜す。

四十五年度豫算協贊、緊縮方針。次年度國防財源問題。

政府は、新に決定したる財政緊縮方針を以て、四十五年度豫算を編す。其總豫算に計上する歲入歲出は、共に五億七千二百八十九萬餘圓にして、前年度豫算に比し三百九十八萬餘圓を増加す。政府の説明に曰く「次年度以降、多く歲入の増加を見る能はすして、歲出は益々増加するの傾あり。故に四十五年度豫算を編成するに當り、努めて緊縮の方針を取り、普通歲入及前年度剩餘金の範圍

内に於て、之が相當の計畫を立て、以て出入の均衡を保ち、一般經濟との調和を圖らんことを期したり」と。夫の海陸軍備の充實計畫を延期したるか如き、又鐵道廣軌問題に手を染めざるか如き、共に緊縮の著大なるものなり。然も其間、比較的不急の事業を起し、新に之が繼續費を設け、爲に前年度歳出に比し、若干の増加を來し、特に植民地各特別會計に於て、規模廣大なる計畫を立つ。國債の償還、亦前年來の計畫を襲ふと雖も、他方新に債務を起し、單り之を植民地及鐵道經營等の特別經費に充つるのみならず、又以て一般會計の歳入不足を補ひ爲に新債の額は、却て減債の額に超ゆるの數を示す。

衆議院の非政府黨は、此豫算を以て財政緊縮の實を缺くものと爲し、次年度以降、必ずや歲計窘迫に陥るべきを憂慮して休ます。特に海軍充實は、當時朝野共通の希望にして、當局之を次年度豫算に計上することを明言し、然も之か的確の財源を缺くを以て、今年度に於て豫め之が措置を爲すにあらされは、以て次年度の計に應すへからずと爲す。此理據に基き、國民黨は總豫算歳出六千萬圓を削減するの議を唱へ、中央派亦五千萬圓削減の議を唱へ、又新會の殘徒、

相偕に之に和す。獨り政友會は原案に賛し、非政府黨の削減論を以て、款項を具體せざる無責任の言議と爲し、又削減の餘地なきを辭として之に反對し、而して政府は、一切制度調査の陰に隠れ、成績を調査結了の後に擧くるの意を示し、以て巧に非政府黨の銳鋒を避く。多時討論の後、衆議院は二三の希望を表示して、其全部を可決したり。

之を貴族院に移すに及んで、各派は皆な深憂を財政の前途に抱き、交々政府の計畫を非議し、其言論の利きこと、毫も衆議院の非政府黨に譲らす。院議終に豫算全部を可決したりと雖も、之を可決するに當り、最も強烈なる意見を表示して、政府に警告する所ありたり。曰く、制度整理調査局の調査は、政務改善の外、政費節減を以て其主眼とせよ。曰く、稅制整理は、稅率低下を以て其主眼とせよ。曰く、四十五年度豫算中の公債財源及藏券發行は、財界壓迫の虞あるを以て、十分之を調節するを要す。曰く、海軍充實は、四十六年度より之を實行し、其財源を行政整理の剩金に資るへしと。

所得稅法迅速改正の希望。稅制整理の公約。

各種稅法中、比年最も論争の料たりしものは、即ち所得稅法改正の問題是なり。由來所得稅は、其賦率頗る苛重に失し、且つ公平を闇き、國論多年之か改正を希望して已ます。第一次西園寺内閣は、第二十二回議會に對する公約に基き、他の稅制整理各案と共に、所得稅法改正案を第二十四回議會に提出し、衆議院其不備を咎めて之を否決し、次て桂内閣亦稅制整理中の一案として、之を第二十六回議會に提出したりと雖も、地租輕減の爲に、政府自ら撤回を敢てし、之を次期議會に提出することを約し、然も辭を國費多端に藉り、終に其約を履践せず。茲に當期議會に入り、衆議院各派、皆な所得稅法改正の急務たるを叫び、政友會の如きは、制度全般の調査成るを待たずして、宜しく之を當期議會に提出すべきの建議案を提出し、又非政府黨は、建議の方法を以て迂遠と爲し、自ら進んで之の法律案を提出す。政府は、其代補財源の存せざるを辭とし、又他の諸稅に先ち、單り所得稅を改正するを不可とし、以て建議及法律兩案に反対し、且つ議場に公言して曰く『制度整理調査局は、國民の負擔を輕減するの趣旨を以て、所

得稅・營業稅・鹽專賣の諸法を調査し、現に其進程中に屬す。此等諸案は、次期議會を待て之か協賛を求むへし』と。此公約あるや、政友會は建議案を撤回し、而して院議法律案を否決したり。此に至て國民の希望は、衆議院の沮む所と爲り、尋て西園寺内閣廢れ、稅制整理の公約は、端なく一場の空言に歸し、大正年代に入るに及んて、始めて所得稅法の改正を見るを得たり。

衆議院議員選舉法改正案。小選舉區制。不成立。

政府は、衆議院議員選舉法別表更正の時期到来したるを機とし、同法各條項に改正を施さんとし、之が法案を當期議會に提出したり。案は、選舉區域を縮小して、一區一人の舊制に復し、議員定數を四百五十人以内に止め、其他罰則を改めて、新定刑法の規定と相應せんとするものなり。政府は、大選舉區制は、多大の勞費と煩累とを増加するの弊ありとし、以て小選舉區制復舊の理由に供し、非政府黨は、真個選良を得るの道は、即ち大選舉區制を在りと爲し、且つ新法實施以來未だ幾くならすして、再び之を改正するの輕躁を難し、猜して以て與黨

の私便を圖らんか爲に、敢て此改正を企つるものと爲す。政友會員を以てするも、各其選舉郡區配合の利害に鑑み、政府案に反対する者尠からず。究極衆議院は、各員便宜の爲に、選舉郡區の配合を修正して原案を可決す。貴族院は、小選舉區制を以て制度の退化なりと爲し、一擧之を否決し、之を衆議院に回付す。衆議院之に同意せすして、兩院協議會を開き、協議會は、衆議院の主張を可決したりと雖も、貴族院其成案を否認し、爲に選舉法の改正終に行はれす。

第三章 多數黨の專横、憲政の危機

衆議院議員總選舉、選舉民の曇昧、所謂政黨地盤。

議員・閣僚、相偕に其地位に耽戀し、或は提携、或は妥協、以て故らに政局の和平を糊塗し、侃諤の正義、久しく聲を議院に絶ち、爲に曩者三十七年第九回衆議院議員總選舉以來、議員の法定任期を満たすこと再次相繼き、茲に四十五年五月十五日を以て、第十一回總選舉を行ふ。今回より沖繩縣に選舉法を實施し、議員

二人を増し、總數三百八十一人を算ふ。政友會は、創立以來、歩々所屬議員の數を増し、今回の總選舉、一黨克く二百十餘人を羅し、其絕對多數權は、爰に一層の鞏固を加ふ。前年秋季執行の府縣會議員總選舉、亦極めて政友會に利にして、通計總員千六百餘人中、約半數を自黨に占め、之が役員選舉に、著大の競爭を累ね、概ね勝利を其手裡に收む。政友會の勢力、今次大に中央に伸張したるもの、要は地方議會選舉の反映と謂ふべきのみ。按するに立憲以來、年所を経ること久しきに伴ひ、選舉民の狡智漸く進み、其手段亦益々巧妙に赴き、概ね我か物慾を満たすにあらざれば、輒く其公權行使せず。議員候補者、乃ち之が對策を按し、代價以て投票を買ひ、偉に銜名漁利の地に攀ちんとし、苟も其目的を達することを得は、醜計陋策、施して至らざる所なし。此を以て天下高傑の士、漸次隱遁の計に出て、逐鹿場裡、一に凡漢庸人の競争に委し、自ら議會の品位を失墜するの醜果を結ぶ。比年選舉界の趨勢、實に上述の如く、當落唯阿堵の多寡に決す。此低級國民の間、真正憲法政治の實現を見る能はざるや、敢て深く奇しむに足るものなし。黨人往々にして曰ふ「某市は甲黨の地盤、某縣は乙黨の

地盤』と。咄々、囁語する勿れ。贈遺誘導以て選舉民を釣り、次ぐに訪問發信叩頭哀願を以てし、多く楮幣を散する者、即ち多く程村又は西ノ内(並に紙の名。衆議院議員選舉投票用紙は、程村又は西ノ内を以て之を製するを定めとす。(三十四年内務省令))を集め、而して其決勝權は、概ね常に官憲に存するの時、何れの處にか所謂政黨地盤なるものあらん。黨人又漫に選舉の結果を目し、或は輿論の趨勢と曰ひ、或は國民の審判と曰ひ、又以て政黨勢力の強弱をトするの基準と爲さんとす。是れ低級國民に許すに、正確の尺度を以てするものにして、識者之を觀れば幾と一轍にたも値らす。

多數黨の專横。

既に代議の制を設け、又政黨の存在を公認す、即ち時あつて絶對多數黨の發生すること、固と避くへからざるの數と謂ふべきのみ。多數黨たる者、常に自ら省み、其責任の重大なるを感知し、至誠以て其職務に努力せば、其黨派の發育は、寧ろ憲政の進運に裨補すべく、代議制度の妙趣、亦實に此に存す。不幸にして帝國に發生したる多數黨は、其責任を感すること切ならず、其職務を執ること

忠ならず、却て其勢力を恃みて、無忌の言動を敢てし、往々にして公論政治の眞髓を没却す。是れ蓋し政派の李牛を問はず、時の多數黨又は聯合多數黨たる者、概ね常に犯したる罪惡にして、而して此等諸黨派の言動は、歲と共に益々放慢に流れ、帝國議會の威信、幾と地を掃て已む。

立法部の曠職。政府隸屬機關。專制思慕の情調。

按するに帝國立憲の首、幾多小黨分立し、所謂絶對多數黨なるものあるなく、概ね二三派相聯合して、辛く多數を制し、其勢力を以て藩閥政府に抗し、偏に公議輿論を暢へんことを努む。唯、第九回議會中、自由黨・國民協會、相携へて伊藤内閣を護り、尋て第十回議會中、進歩黨其他二三の新立小團、相結ひて松方内閣を援けたるの外、聯合多數黨は、常に民黨の地歩を占め、侃諤正義を逞うし、意氣頗る矯々たり。此意氣や、不幸にして歲毎に衰へ、漸次權勢阿附の趨勢を馴致し、唯、第十七回議會中、政友・憲政兩黨相提携して桂内閣に突撃したるの外、聯合多數黨又は絶對多數黨は、内閣の政系如何を問はず、又其政針如何を論せず、諸般

託言の下、之と提携し、之と妥協し、其匪達を庇護し、其秕政を助長し、公議否塞、民意枉屈、一國立法の府は、終に全然行政部隸屬の機關と化す。惟ふに專制政體を以てするも、少しく戚心ある執政は、天命を畏れ、清議を憚り、無限に權柄を弄することを敢てせず。今夫立憲政治は、當路の施設を監視し、其放慢を抑制せんか爲に起る。議會たるもの、此重大の職責を忘れ、却て政府に追随し、其隸屬機關たるを甘んずるに至ては、政府將た何を求めて得さらん、何を企て、成らさらん。然も尙ほ天下に辭あり、曰く「此法律や、此豫算や、皆な是れ多數選良の公認したる所なり」と。不幸にして奸黠の政治家、爲政の局に當り、議會の多數、相率ゐて政府に奔り、而して政府辭を國民の公認に託し、肆然秕政を濫施して忌むこと微りせば、立憲政治の以て國家民人を禍すること、寧ろ專制政治に勝るものあり。當年帝國の憲政は、恰も此危機に瀕し、國民公憤の迸る所、間々或は此空名憲政の下に立つを厭ひ、寧ろ公明なる專制政治を思慕する者あるに至る。昔者建武中興の政荒み、世相日に危險に赴くや、天下再び武門の治を念ひ、施て奸雄高氏の霸業に倖す。(足利高氏、當初君寵を其一身に鍾め、御諱の一姓を拜受し、名を「尊氏」と改む。此名號や、其人の謀叛と同時に、當然罷

尊せられすんはあらす。余故に此後豈を呼ぶに、其初名「高氏」を以てし、聊から春秋褒貶の意を寓すと云爾。古今事例同しからずと雖も、倒行逆施民心をして倦ましめ、新制終に權威を墜すに至ては、其迹較相似たるものなきにしもあらす。

議政要部獨占。議長の偏頗。

黨派の勢力、一消一長、而して爾時多數を衆議院に擁する政黨は、議長及各重要議案の委員長を自黨に擧げ、以て策術操縱の便を圖り、其人の品性材幹の如きは、必ずしも之を問はず。(但し副議長又は閑散なる委員長を首腦にして、所屬黨派の代表にあらす。乃ち其任に上る者、宜しく公平以て事を理し、常に懦々として其職責を完うせんことを離れ勉むべく、其間秋毫も偏たる者、概ね常に黨派の觀念に左右せらるゝを憾とす。蓋し黨派所屬の議長、亦自ら偏黨の背任たるを知ると雖も、本來俗界の凡夫、到底煩惱を解脱して、物外に超越する能はず、乃ち時に其好む所に辭すること、亦人情の已むべからざ

るに出つ。若し強て自ら省み、公平以て其職責を盡さんとせは、僚友視て以て自黨に便ならすと爲し、交々之に迫りて其態度を改めしめ、強壓牽掣至らざるなく、薄弱の議長、終に凡夫の本性に回り、枉けて依怙偏私行動に出て、肆に他黨の言議を抑壓し、之を久うして遂に其事の背任たるを忘るゝに至る。議長を偏頗暴横を難詰するの聲、常に議場に絶たずして、時に發して不信任の提議とする所以のもの、洵に偶然にあらずと謂ふへし。此弊を除かんか爲に、議長を黨派以外に舉くるの議を生し、又議長に就任する者は、宜しく先づ黨籍を離脱すべしと唱ふる者ありと雖も、要するに是れ姑息の方策にして、又實際に行ひ易からず。大に政德を進め、各員相警めて偏黨の私念を去り、贊否の決を辯論に求むるの氣運を開くに至らは、設ひ私念を包藏するの議長、其位に在りとするも、終に偏頗暴横を逞うするの罅隙を存せざるへきなり。

委員會壟斷。議案活殺權。資格及懲罰問題。

政府より提出したる議案は、委員の審査を經すして、直に之を議決することを

得す。(議院法第十九條)單り政府案のみならず、議員の提案と雖も、亦之を委員の審査に付するは、立憲中葉以降の慣例なり。凡そ議案の運命は、概ね委員會の議決に定り、本會は唯、是れ委員會の議決を公的容認するの式場たるに過ぎず。此を以て多數黨は、議案の運命を左右せんか爲に、常に委員會を壟斷し、一時其全數を擧げて、之を自黨に獨占したる事例あり。世其專肆を非難するに及んで、各派按分選舉の新例を開きたりと雖も、依然過半數を自黨に收め、以て議案活殺の權を握る。若し夫れ議員提出の議案を審査するに當り、條理の是非は之を第二位に置き、先づ提出者の所屬黨籍を按し、自黨所屬議員の提議は、直に之を可決し、同一の條項趣旨を以てするも、他黨の提出に係るものは、直に之を否決し、請願の採否、亦概ね其紹介議員の黨籍如何に決す。議員資格の問題の如き、事若し自黨所屬議員の身上に繋れば、曲けて其地位を庇護し、他黨所屬議員に對しては、院議直に退職を決し、復た假借する所あらず。議員懲罰權の行使、亦所屬黨派の異同に依て之を決し、自黨所屬議員の言動、明に懲罰に値し、嚴乎の指目、復た掩ふへからざるものありとするも、院議之を曲庇し、爾餘の議員に

在りては、微罪亦重責を以て之に臨む。爾く議員の言議、概ね私心愛憎に發し、冷靜公明の判断を缺くを以て、其議決に何等權威の存するなく、徒に公權玩弄の非難を速くのみ。

議場の醜態。議員の悪戯。

衆議院議政堂中の喧囂、亦是れ多數黨暴横の反映にして、兩者密接の關係を有す。夫れ黨人對峙の情態たる、主義相争はすして、漫に感情に馳せ、半點の雅量認むへきなく、黨派の勢力益々懸隔するに伴ひ、惡感亦自ら長し、多數黨は少數黨の微弱を侮り、少數黨は多數黨の專横を惡み、各其所論に耳を假すを厭ひ、怒號慢罵、以て其發言を妨げ、演者をして終に其言を盡すを得ざらしむ。是れ固より黨内群小の悪戯に出つと雖も、先進領袖、眼前此醜態を見て、毫も之を制止せず、却て陰に之を煽動し、甚しきは躬ら喧囂の渦中に投し、益々紛擾を増大す。此に至て所謂選良を包羅したる議政堂は、端なく田夫輿儈の爭鬭場と化し、紀律なく、秩序なく、其威嚴全く地を掃ひ、識者をして眞に顰蹙痛嘆に禁へざらしむ。

顧れは立憲の初時に議場に紛擾を起さゝりしにあらずと雖も、其紛擾や、概ね主義政見の衝突に發するにあらざるはなし。今や然らず、爭ふ所は法規先例の末にして、用うる所は毒舌慢語、或は卓を叩き、或は床を蹴り、癡蛙群り鳴くか如く、瘠狗遠く吠ゆるか如く、而して此醜怪の現象は、益々趨勢を長し、其妨碍の悪戯、年と共に野鄙に赴くを見る。此れ皆な議員の素質汚下の致す所にして、蓋し亦時代風潮の趨向と謂ふへきなり。

第四章 隣邦の革命附帝國の対策

清國の憲政準備、皇室の凶事。

隣邦清國の立憲準備着々として進歩す。(前編叙述)曩者皇曆明治三十九年九月、立憲豫備の上諭を發すると共に、中央及地方の官制を革め、再び考察政治大臣を海外に派遣し、言路を開きて昌言を徵し、憲法大綱・議院法・選舉法等を編纂

し、四十一年に及んて、略々其業を卒へ、八月之を頒布し、同時に、將來九年を期し、國會を開設するの上諭を發し、且つ今後毎年施行すべき準備事項を指示す。同年十月十四日、清帝俄に崩し、翌十五日、西太后亦崩す。清帝嗣なく、皇親醇王の子溥儀、懿甫めて四歳、新に皇位を紹き、宣統と改元し、父王國政を攝す。今次清國皇室の變、極めて匆卒に起り、且つ日を連ねて凶事相踵き、爲に蜚語流説、從て湧くと雖も、廟謨愆らす、幸に禍亂を免れ、遺詔に遵ひ、逐年立憲準備事項を辦理す。此時に當りて清國一部覺醒の徒、内外の情勢に慮り、國會開設の時期、稍、遲緩に過くるを憾み、之を短縮せんことを希望して休ます。四十三年十一月の上諭、大に國會開設の期を早め、宣統五年を以て其期と爲し、爾來銳意之が準備を講して懈らす。

南清の革命軍。排滿興漢。南京政府假設。

翌四十四年九月の交、清廷に四川鐵道國有の議成り、之を決行するの期、將に近きに在らんとす。四川の民、聞て之を不可とし、暴力を以て之を沮止せんと企

て、其勢頗る强大にして、倏にして成都を陥れ、暴動區域、亦益擴大し、在留外人、皆な難を四方に避く。爾來官兵と民衆との間、交戦鬪を累ね、一勝一敗、民衆は終に四川獨立の宣言を發するに至れり。之と相前後して、復州方面に暴動蜂起し、皆な租稅の輕減を要求し、廣西地方の民、亦遙に之に呼應し、所在の形勢頗る不穩に赴く。十月に入るに及んて、最も優勢なる革命軍「排滿興漢」の旗幟を掲げて、兵を武昌に起し、兵營を奪ひ、官衙を焼き、四邊の官兵、争うて之に參加し、其勢宛も破竹の如く、漢口、漢陽、相踵て其有に歸し、十二月、容易に南京を占領し、南清一帶悉く風靡す。革命軍は更に進んで北京に薄り、以て滿洲政府の膽を破らんとするの念、股々燃ゆるか如しと雖も、唯、奈何せん軍資窮乏し、輒く北進の計を斷する能はす。乃ち姑く政府を南京に假設し、自ら國號を立て、中華民國と曰ひ、爰に一獨立邦家を成し、明に支那全土を兩分す。

今次革命を首唱し、親しく全軍を指導したる者は、南方の處士孫文及黃興等是なり。此輩夙に海外に遊び、文明の治に接し、顧みて自國積年の秕政に悲しみ、乃ち慨然として陳吳自ら任し、極めて堅固の決心を以て事に當る。南京政府

假設の後、文は臨時大總統に任し、興は大元帥に任し、北京政府と折衝最も力む。鄂郡の鎮將黎元洪、地方の重鎮を以て、快然革命軍に參し、四邊の官軍をして嚮ふ所を知らしめ、推されて總司令官の任に就き、次て副元帥に任す。南清の革命軍、僅々數旬の間を以てして、克く長江一帶を風靡したるもの、元洪の嚮背に負ふこと、實に鮮からずと爲す。

南北對峙。革命軍優勢。清帝退位。社稷覆滅。

清廷は、當初頗る革命軍を輕視し、以て一種の政黨と爲し、政黨操縱の術を以て之に立て、立憲速成を宣布し、之を慰撫するに努めたりと雖も、其勢力意外に強旺にして、官軍争うて之に應じ、候にして武漢の要地を略取するに及んで、狼狽舉措を失し、百方計圖、終に前直隸總督袁世凱を起用し、之をして紛糾解除の任に膺らしむ。世凱や誦詐滿腹、權變縱橫、唯一身の利達を慮るに急にして、復た國家皇室あるを知らす。曩者宣統帝登極の際、攝政王の斥くる所と爲り、河南の草廬に歸臥し、身を一竿に托して、風月を倡どしたりと雖も、其心常に中

原に向て馳せ、間諜を放て政情を偵知し、又陰に氣脈を後年の革命黨員に通し、頗る默契する所あり。今や革命軍の動亂に遭ひ、再起の勅命に接し、辭避再三、終に起て内閣總理の重任に就き、先づ皇親政治に關らさるの制を設け、一舉攝政王を斥け、爾後の施設、皆な其方寸に出つ。既にして革命軍の氣勢益張り、南京政府假設の後、屢々清帝退位を北京政府に迫り、翌四十五年一月に及んて、最後の通牒を發し、之が決行を促すこと急にして且つ嚴なり。今に至る迄立憲君主說を把持したる親貴大臣等、形勢の日に不可なるを見るに及んて、克く前説を固執するの勇なく、早く自ら遁竄の計を爲し、北方の諸將亦概ね戰意なく、清室の孤弱、日と共に加はる。總理袁世凱、乘して以て滿腹の野心を逞うせんことを期し、舊縁を尋ねて、陰に革命軍と結び、故らに討伐軍隊の威力を薄うし、漫に口舌を以て折衝を試み、其間却て革命軍の利便を圖り、其勢力を廟堂に誇説し、終に皇帝退位及臨時政府組織の要務なるを太后に陳奏す。嗚呼此獅子身中の蟲あり、清室たる者、焉そ夫れ免れんや。太后深く四周の形勢に鑑み、徒に朝家の尊榮を保だんか爲に續戦以て蒼生を惱ますに忍ひすと爲し、皇帝退位

を制可し、共和政體を宣言し、袁世凱を臨時政府組織全權大臣に舉け、之をして革命軍と諸事交渉の任に當らしむ。既にして諸般の準備全く熟し、二月十二日、清帝其位を退き、愛親覺羅氏の社稷、爰に終焉を告ぐ。

南北最後の交渉。中華民國共和政府建設。爾後の形勢。

革命軍は、長江一帶を徇ふるの後、姑く南京に占據し、北京政府と交渉を累ね、偏に時局進展の策を講す。今や北京政府の總理大臣袁世凱、新に臨時政府組織全權大臣の任に就くや、革命軍は、世凱の奸智狡才、能く大事を借にし、時紛を解くに足るへしと爲し、私に之に許す所あり。爾來相偕に共和政體建設、臨時政府組織の談を進め、其間交々虚實縱横の祕策を盡し、而して世凱の才智、優に一頭地を擢き、巧に昨日の仇敵を簸弄し、之を我が藥籠の中に收む。二月十四日、南京政府臨時大總統孫文及其内閣員、相偕に辭職し、尋て臨時新設參議院は、袁世凱を新共和國大總統に選舉し、革命軍總司令官副元帥黎元洪を副總統に選舉し、中華民國の國號を襲ひ、太陽暦を用る、爰に統一共和國を建設し、普く之を各

國に通知す。既にして臨時政府を組織し、大總統の下に、萬機責任の内閣總理を置き、臨時約法を布き、閣員を擧げ、尋て中央政府を北京に移し、茲に排滿興漢の目的を達成し、志士宿昔の熱望、始めて酬ゆることを得たり。不幸にして割據の群雄、迭に政權を爭ひ、屢々革命を企て、復辟を圖り、若くは自ら王位を覬覦し、漢滿相競ひ、南北相鬭き、四百餘州、概ね寧日あるなし。是れ實に皇曆大正以降、支那全土の形勢なりとす。

帝國外交の緩急。帝政擁護・南方彈壓策。

帝國の霸を東洋に唱ふるもの、一日の故にあらず、其優越の利權を支那に有するは、列國の齊しく公認する所なり。今や支那革命の動亂に當りて、帝國政府の對策、頗る緩慢に流れ、徒に列國の鼻息を視ひ、汲々として之に跟隨し、毫も自發の計に出るなし。當初政府は、革命軍の蜂起を見て、單に清國の内亂に過ぎずと爲し、我か利害に直接影響を及ぼさざる限り、之と相交渉せざるの廟謨を決し、今後の舉措に至りては、一に列國の意向及態度を按し、之と共同動作する

の方針を定め、僅少の軍隊を北京方面に派遣し、以て居留民の保全に任したり。既にして動亂益々擴大し、革命政府南京に成立し、次て南北講和會議を上海に開くや、帝國政府は、禍患を其未だ甚しからざるに沮止せんとし、列國と共に講和協商に斡旋したりと雖も、何等效驗あるなし。當時政府の講和に斡旋するや、支那をして立憲の下に帝政を維持せしめんことを期し、陰に革命軍彈壓の方針を取り、更に其内政に干渉して、以て其志を濟さんとし、密に英國の意向を叩き、言下其斥くる所と爲り、悄然空しく手を歟む。是より先き革命軍は、武漢の要地を占領するの後、交戦團體たるの承認を列國に求め、次て南京政府を建設するの後、其獨立承認を求めたりと雖も、帝國政府毎次之を拒絶す。既にして清帝退位し、民國共和政府の儼立するに及んて、仍は率先之を承認するに躊躇し、其間列國は、著々機先を制し、利權攫得の措置を講して懈らす。

對支國論の趨勢。共和政府承認の議。

翻て我が國內民論の趨勢を按するに、支那革命勃發の初、概ね深厚の同情を革

命軍に寄せ、之をして其素懷を達成せしめんことを期し、志士交々彼地に航して聲援を與ふ。國民黨は、政府の當初此重要問題を傍観したるを非難し、以て内は帝國の利權を顧みず、外は善隣の友誼を思はず、併せて東洋の平和を藐視するものと爲し、又後日列國と共に平和回復に努力したるは、尙ほ止むに勝れりと雖も、南方を彈壓し、帝政擁護政策を執りたるは、單り内政干涉の匪違に亘るのみならず、又彼邦の國情民心に悖るの甚しきものと爲す。既にして帝政終焉の期漸く迫るに及んて、各派相偕に同志會を組織し、列國に率先して、中華民國共和政府承認の急務なるを決議し、且つ共和政府を督勵し、之をして根本的に革命の實績を擧げ、其目的を達成せしむるの切要なるを論し、又對支政策の確立を政府に懇請す。蓋し帝國政府の帝政擁護方針は、自ら南方政府の不快を買ひ、北方政府、亦許すに有力の友邦を以てせず、尋て起りたる統一共和政府の對日觀念、乃ち知るへきのみ。幸にして本邦民間志士の寄與したる同情は、大に共和政府の反感を和らげ、施て兩國の輯睦を維持することを得たり。(正大

共和杞憂。帝國の國礎。

此時に當りて本邦の政客中、支那共和制に關し、一種の杞憂を抱く者あり。曰く「若し隣邦に共和政府の建設を見は、爲に我か邦人の思想を刺戟し、時に或は不忌を夢想する者なきを保せす。故に帝國は、極力共和政府を沮止し、以て我が國體を擁護する所なかるへからす」と。元老等多く此説を執り、保守政客之に和し、政府亦漸次其動かす所と爲る。革命軍の勢焰日に加はるに及んて、帝國政府俄に傍観の態度を變し、陰に北方政府を援助したるか如き、講和を斡旋するに當り、立憲君主制の條件を添へたるか如き、又革命軍屢次の要求を斥け、其交戦團體及獨立政府を承認せざりしか如き、皆な此杞憂に發程するにあらざるはなし。既にして隣邦に共和政府の建設を見たりと雖も、爲に邦人の思想に微動を與ふるなく、萬世一系金甌無缺の我が豊葦原ノ瑞穂ノ國、其國礎や牢として磐石安く、寶祚の隆、天壤と共に窮りなし。

第五章 明治天皇登遐

國家諒闇。御誄。内閣總理大臣誄詞。

明治四十五年七月中游、天皇不豫なり。報一たひ世に出つるや、遐邇の赤子、皆な爲に震愕し、至誠を傾倒して、偏に聖壽の無疆を禱らざるはなし。嗚呼蒼旻無情、俄に我か帝國に禍し、月の三十日、終に國家を諒闇す。大行天皇治世四十六年、寶算六十有一、諡を上りて明治天皇と曰ふ。越て九月十四日、伏見桃山の陵に葬り、後年神宮を東京代々木に營み、神靈を奉祀して、永く聖德を紀す。左に新帝の御誄を掲げ、附するに内閣總理大臣の誄を以てす。

御名謹みて、皇考の靈前に白す、皇考の登遐し給ひしより夙夜夢寐温容を護る能はず、櫻宮に殯殿に奉饌拜參して空しく靈前に感泣すること早や已に四十餘日、今や伏見桃山に斂葬せむとし轎車を送りて此に來れり顧ふに義に、皇考の病革るや上下憂惧して天地に祈るあり茲に其の葬儀を行ふや朝

野悲傷して已ます是れ皆國民忠忱の發露する所にして即ち皇考德澤の感孚する所なり此を思ひ彼を念ひ痛悼の情倍ます切なり嗚呼哀い哉

内閣總理大臣正二位勳一等侯爵臣西園寺公望泣血頓首謹み言うす靈輜殯を啓かせられ備後方に陳す群臣咸集まり友邦畢く會し等く聖儀の開辟を痛みたてまつる恭みて惟みるに明治天皇睿智神の如く峻德天に仰し冲齡極に登り武を神臺の基に難きたまひ國歩の艱難を排して維新の大業を成し五條の誓文を立てゝ百代の國是を定めたまひ藩を廢し縣を置き制を革め治を興し内は憲法を制定して軌範を不朽に垂れ外は條約を改訂して利權を永遠に伸へたまひ法典を修め產業を奨め兵備爰に整ひ文教益振ふ常に世界の平和に協存したまひ殊に東洋の治安を矜念あらせられ同盟を締ひ鄰交を敦くし丕運蔚乎として我武維揚り皇猷淵大にして國威愈宣ふ盛德洪業寔に前古を曠うして後代を光らす伏して顧みれば御宇四十七年の間天行至健にして一日萬機未だ曾て逸豫したまはず庶政成舉り蒼生永く賴り均じく昭代の慶福を享け擧て萬壽の無疆を祝しゝに一朝不豫あらせられ率土震馳し天を仰き地を踏し神として躋らさるなし吁嗟蒼たるものには皇穹胡寧れそ弔まさる大駕奄ち登殿して永く兆民を棄てたまひ靈柩咫尺に在まして御容長へに人天を隔つ龍髯の攀つるに路なきを悲み鳥號の尋ねるに地なきを傷む情塞かり神遇り復た言ふ所を知らず伏て冀くは在天の聖靈其れ臣等哀哀の微

忱を懇み偏に昭慶を垂れさせたまへ臣公望茲に百僚臣民に代りて泣血頓首謹み言うす

聖德大業の素因

按するに嘉永安政以降内外多事國歩崎嶇形勢の變、眞に測るへからざるものあり。維れ我が孝明天皇、不世出の英主を以て、未曾有の危局に處し、計を定め時を救ひ、皇運回天の基を啟き、之を後嗣に貽して、規る所を知らしむ。儲君睦仁親王、幼冲位を正し、旰宵治を求め、天子親政の舊軌を復し、萬邦修交の國是を定め、亟に政刑を齊へ、嚴に綱紀を張り、陋習を洗脱して、天下と更始す。蓋し維新匆忙の時、王家式微の餘、民心未だ定らす、國情未だ緩からず、府庫窮匱、調度支時賢良朝に満ち、啓沃力を致し、維仁維義以て帝則を立て、嘉謀嘉猷、以て后德を

光にし、侃諤廷争、忌ます惑はす。上、襟度海闊、喜て昌言を拜し、忠鲠競ひ進み、水魚契り敦し。信なる哉古聖の言、興國は諱臣に待ち、便佞は楓宸を蠹すと。所謂艱難人を琢き、宴安身を戕ふの訓、蓋し單り士庶の爲に言ふにあらざるなり。吁、天錫の睿智、浩蕩疆々なく、更に世態の實相を閱し、又忠亮の輔匡に負ふ。乾徳是に由り益剛を加へ、治績是に由り愈々光を添ふ。中興業張り、教化日に將む所以のもの、固より偶爾にあらず。

叡慮宏遠。憲政弛廢。

明治の大業、其目、僕指するに違あらず。就中其最も雄麗赫耀、光を日月と爭ふもの、實に憲政粉譏の一事を推す。抑も立憲の皇猷は、由來已に久しく、五章の聖諭、公論を首と爲す。爾來銳意經紀、憲法を欽定し、議會を召集し、一部國民に賦するに、國政參畫の權を以てす。是れ皆な祖訓を明徴し、群言を探撫し、益々生民の福祉を弘め、愈々邦家の丕基を鞏うするの聖旨に出づるにあらざるはなし。唯々奈何せん輔弼の職、協贊の任、概乎其人を得ず、運用亦其道に戻り、立憲日久う

して、行歩遲々たり。且つ夫れ議員の銓衡、常に考量を誤り、源流先づ濁り、綱紀皆な荒み、鄙夫庸材、濫に選良を冒し、公位に坐して私福を營み、政局を化して市場と爲し、國の泰否、民の戚喜、之を聞くこと猶ほ東風の馬耳を射るか如く、秦人の肥瘠、越人知らす。代議の政、此に至りて蕩乎として止み、制度典章、徒に紙上の美を存す。儻し朝野政客をして、各々聖主立憲の盛意を體し、先進忠愛の至情を學ひ、私を去り公に奉し、勉焉として輔弼協贊の重責に膺らしめは、則ち帝國の憲政、必ずや大に進境を示し、民力の充實、國運の隆昌、定めて現勢に倍蓰するものあらん。宜しく大に伸ふへくして伸ひす、宜しく大に振ふへくして振はむ。逆行又停頓曠職且匪憲、敢て公論を蔑みし、連りに衆怨を結び、國民をして永く立憲の聖恩に浴するを得ず、草茅處士をして、慨然涙に和して危言を筆せしむ。嗚呼是れ果して誰の咎そや。

開後の政局を敍説するは、自ら大正篇の領域に屬し、明治篇の關る所にあります。故に本書は、姑く筆を元號更改の時に攔くと云ふ。

訂改明治憲政史終

昭和九年六月廿五日
大正十三年七月十五日
大正一年五月十八日
大正一年五月十九日
大正一年五月二十日
大正一年五月廿一日
上卷初版印刷
上卷初版印刷
中卷初版印刷
下卷初版印刷
合本改訂發行

訂改明治憲政史奥付
定價金八圓

著者兼
長野縣南佐久郡岸野村

工藤武

印刷者 渡邊安

雄重

不許
複製

東京市京橋區銀座西八丁目五番地

斐閣有 所行發

社 2267



終